

第11節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

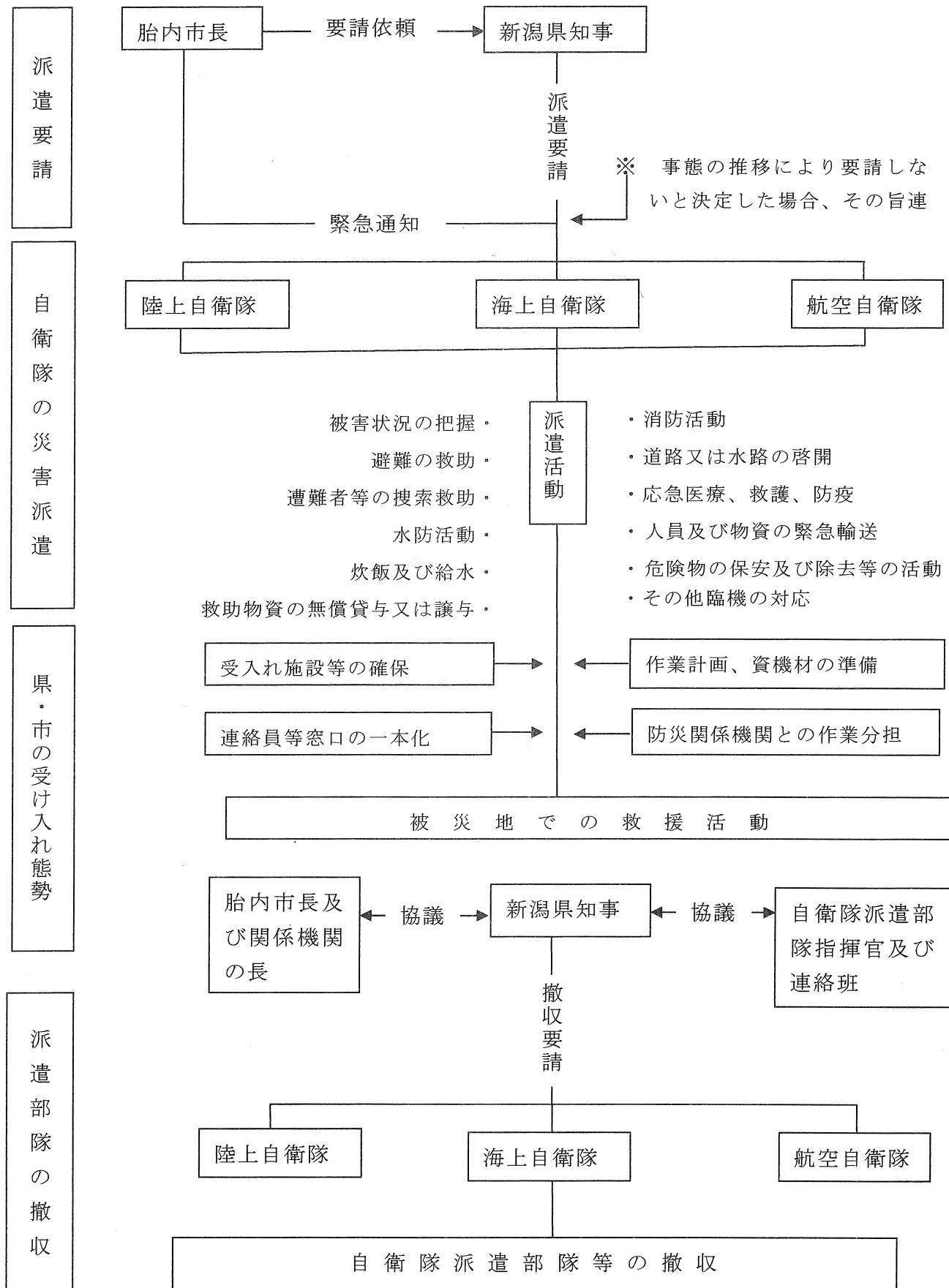
(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)

イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 自衛隊災害派遣フロー図



3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

(1) 救援活動内容

救助活動区分	内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索、救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦ 救急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等の関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害、津波被害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動

海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 災害派遣要請手続き

(1) 胎内市が実施する手続き

胎内市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、胎内市長は、その旨胎内の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

新潟県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号) 40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛生 FAX(発信番号) 401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、胎内市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を次の要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

5 自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、災害発生が予測される場合は、直ちに要請に応じられるよう、情報収集、連絡体制、待機勢力の指定及び資機材の準備等、災害派遣初動の準備態勢を強化する。

なお、知事等の要請を待つ間のない場合等については部隊を自主派遣する。その場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

6 新潟県への連絡幹部の派遣

各自衛隊は、災害の状況により、部隊等の派遣に関して必要があるとして、知事が、連絡幹部の派遣を要請した場合又は被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を新潟県に派遣する。なお、県は受入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

7 派遣部隊の受入体制

新潟県及び受け入れする胎内市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と胎内市との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

胎内市長は自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材に種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

胎内市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保するものとする。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

- (4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

8 業務の内容

- (1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対策
新潟県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受け入れ
胎内市	連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受け入れ体制整備
防災関係機関	救助における調整、情報共有

- (2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対策
新潟県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受け入れ
胎内市	連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受け入れ体制整備
自治会等	民生支援に対する協力、各避難所等での協力体制の構築

9 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう当該胎内市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則胎内市長の撤収要請依頼により決定する。

10 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るもの）については、原則として派遣を受けた胎内市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、新潟県が胎内市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

11 派遣要請先

災害派遣要請先	主な情報内容
○陸上自衛隊高田駐屯地司令 (第2普通科連隊)	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 TEL 025-523-5117 内235 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239
○新発田駐屯地司令(第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村の災害派遣)	連絡窓口 第30普通科連隊第3科 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 TEL 0254-22-3151 内235 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内242
○海上自衛隊舞鶴地方総監部 防衛第3幕僚室	〒625-0087 舞鶴市余部下1190 TEL 0773-62-2250 内213 NTTFAX 0773-62-2255 Fax切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊警備科 〒950-0047 新潟市臨海町1番1号 TEL 025-273-7771 内235 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替
○航空自衛隊航空総隊司令官(写真偵察機による調査活動)	〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 TEL 0423-62-2971 内2322 NTTFAX 0423-62-2971 (FAX切替2631) TEL 同上 内2521 NTTFAX 同上
○航空支援集団司令官(輸送機・救難ヘリコプターの派遣)	連絡窓口 新潟救難隊 〒950-0031 新潟市船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内218 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替

第12節 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、胎内市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市

- a 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、新潟県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- b 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は新潟県に応援要請を行う。

(イ) 新潟県

- a 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。
- c 胎内市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。
- e 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

(ウ) 県警察

- a 交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送関係機関

自動車・船舶・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

(オ) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、

胎内市、新潟県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（統括調整部、食料物資部）、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

（輸送手段の確保）

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

（緊急輸送ネットワークの確保）

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

（輸送活動）

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

（ア） 総括的に優先されるもの

- a 人命の救助及び安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

（イ） 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

第2段階（応急対策活動期）

第1段階の続行

- a 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- b 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- c 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

第3段階（復旧活動期）

- a 第2段階の続行
- b 災害復旧に必要な人員、物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- d 廃棄物の搬出

（2）積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

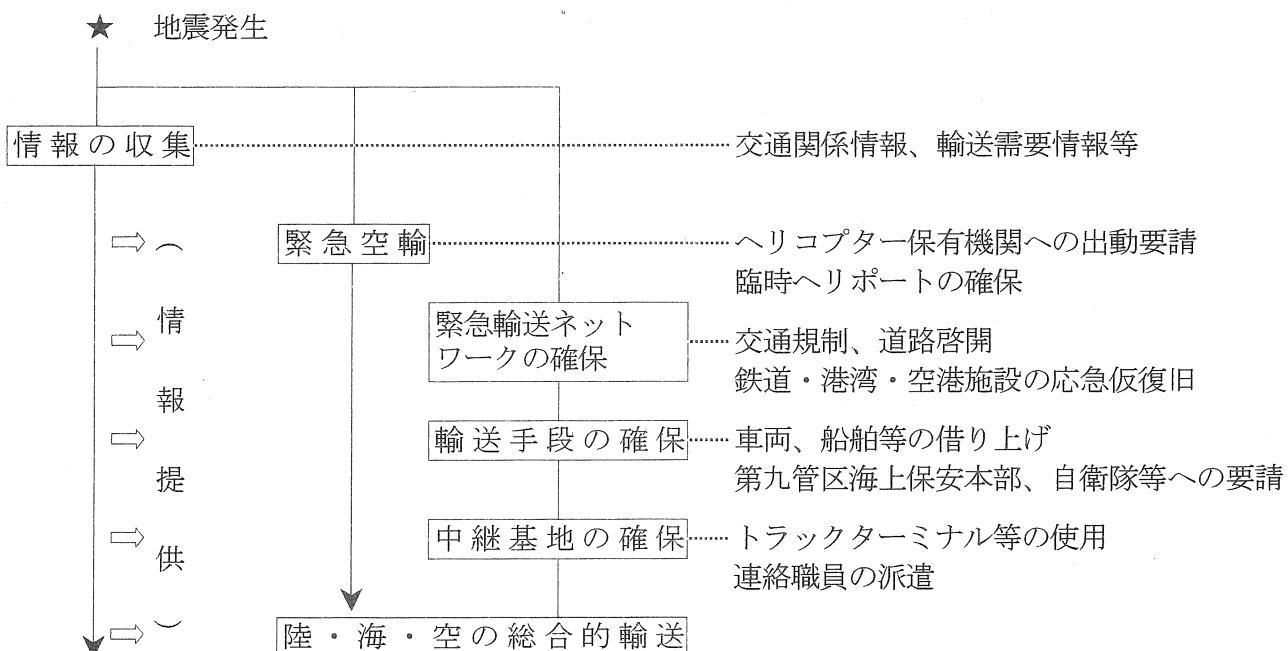
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
輸送施設管理者	胎内市 新潟県	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
胎内市	新潟県	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要
新潟県	関係機関	・輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) ・輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
新潟県警察 道路管理者	関係機関 市民	・交通の確保、交通規制の実施状況 ・渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対策
新潟県	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定したネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。
輸送施設管理者	各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。
胎内市	発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。
胎内警察署 道路管理者	緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

胎内市地域整備対策部は胎内警察署と連携して、直ちに緊急交通路の確保のため必要な交通規制を実施する。

イ 緊急交通路の啓開

(ア) 地域整備対策部は、警察・消防機関・自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して緊急交通路を下記により啓開(障害物等の除去)・確保し、幹線道路と市を有機的に結びつける。

- a 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- b 通行の障害となる路上放置車両の撤去(必要な場合は強制撤去を行う)
- c 仮設橋の架橋

(イ) 地域整備対策部は、国道、県道の道路管理者とあらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておくものとする。

ウ 輸送路及び輸送手段の決定

総務対策部及び地域整備対策部は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ胎内警察署、県警察本部、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼するものとする。

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は新潟県に調達のあっせんを要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

(3) 輸送中継基地の確保

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。

<輸送中継基地の機能>

- ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- イ 緊急物資の一時集積・分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

<輸送中継基地における新潟県及び胎内市の業務>

- ア 輸送中継基地への職員等の派遣

　輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等
(必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。)

- イ 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達
　インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- ウ 中継基地から被災地内への物資配運用のトラックの調達
- エ 新潟県災害救援ボランティア本部等との協働

　輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、新潟県災害救援ボランティア本部や、胎内市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

(4) 応援要請

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市からの応援要請に基づき、トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送路啓開(障害物等の除去) までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコ

	<p>プター保有機関に応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。
--	---

(5) 輸送の実施

実施主体	対 策
胎内市 (総務対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配達、保管にあたり衛生面に配慮する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 ・緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。
北陸信越運輸局 新潟運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関する措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。
東京航空局 新潟空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のあっせんを行う。
(公社) 新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。
(公社) 新潟県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。

(7) 臨時ヘリポートの確保

大規模な災害が発生し、市内の道路が輸送路として機能しない場合、県に対し、ヘリコプターによる輸送を要請するとともに、下記により臨時ヘリポートを確保する。

臨時ヘリポート

名 称	住 所 地	電話番号
中条小学校グラウンド	胎内市大川町16番地56号	0254-43-2042
総合グラウンド	〃 西条野添666番地	0254-43-3570
築地中学校グラウンド	〃 築地3713番地	0254-45-2019
きのと小学校グラウンド	〃 山屋120番地	0254-46-2025
乙地区交流施設駐車場	〃 乙2705	0254-46-2101
黒川小学校グラウンド	〃 黒川1076-1	0254-47-2405
黒川中学校グラウンド	〃 大田野原62-62	0254-47-2425
旧鼓岡小学校グラウンド	〃 鼓岡1078	0254-48-3047
胎内スキー場第3駐車場	〃 熱田坂881-28	0254-47-2111
大長谷防災拠点施設グラウンド	〃 大長谷51-1	0254-48-3202
胎内ヘリポート	〃 熱田坂844	0254-47-2711

緊急時輸送施設及び輸送拠点（地域振興局等管内別）

地区名・施設名	名 称	所 在 地	ヘリ 発着
村 上	県施設	村上地域振興局、その他県施設	村上市田端町 6-25
	港湾・漁港	岩船港 寝屋漁港 粟島漁港	大 中 ×
	J Rターミナル	村上駅、坂町駅	×
新 発 田	県施設	新発田地域振興局、その他県施設	新発田市豊町 3-3-2
	港湾・漁港	新潟東港	大
	J Rターミナル	新発田駅、中条駅	×
	車両ターミナル	新潟運輸㈱新発田支店東港ターミナル 新潟運輸㈱中条支店中条ターミナル	聖籠町東港 3-6240-42 胎内市近江新 214-13

(注1) このほか、必要に応じて胎内市周辺市町村に協力を求め、公的施設の提供を受けるものとする。

(注2) 各港湾におけるヘリ発着可能場所については荷捌き施設等も含むため、使用の際は船舶及び貨物を移動させる必要が生じることもある。

第13節 警備・保安及び交通規制計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、県警察本部は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行うものとする。

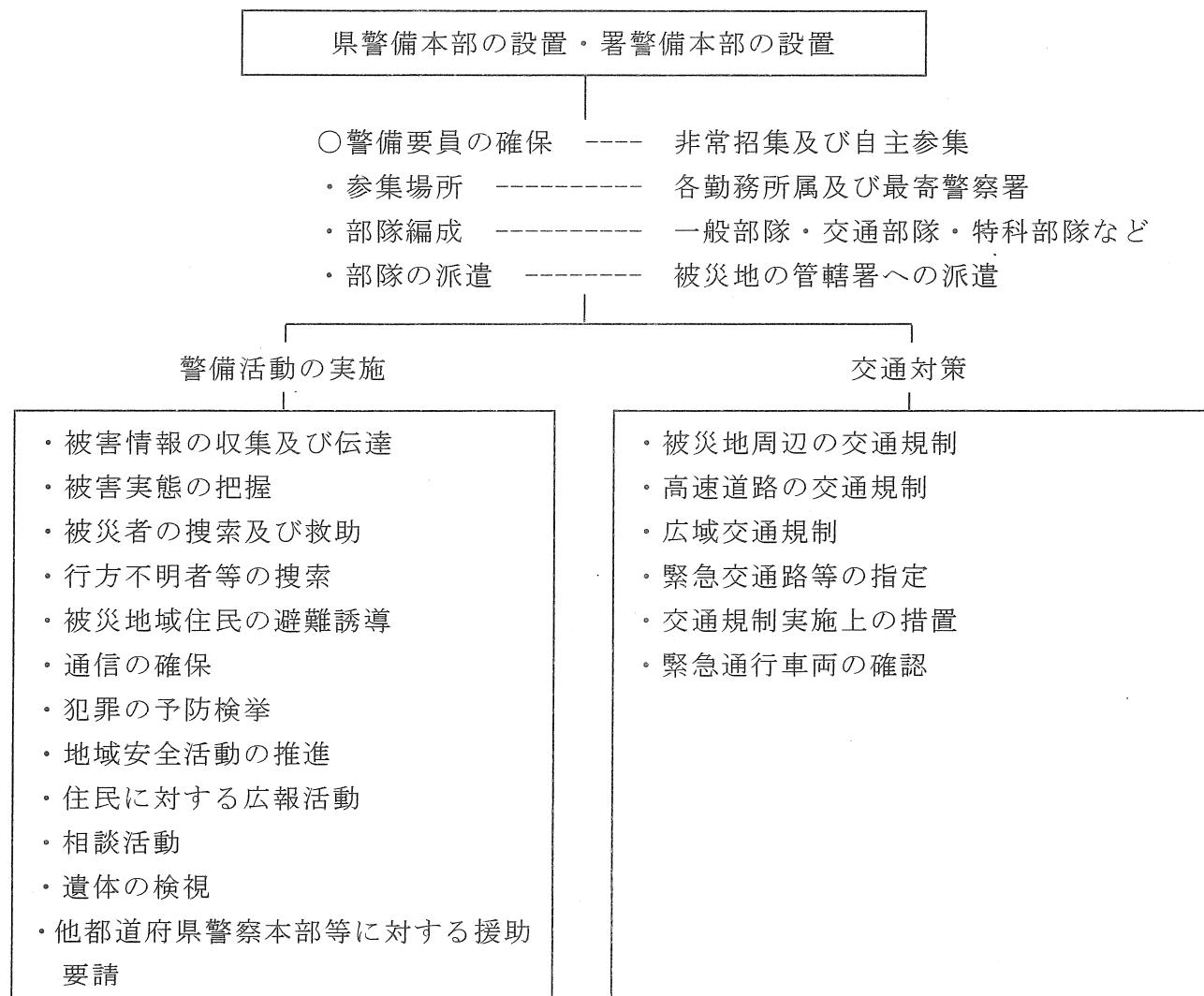
(2) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 大規模災害に備えての措置

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 県警備本部の代替設置施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

4 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、また、被災地域を管轄する胎内警察署に胎内警察署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、新潟県に災害対策本部が設置された場合、県警察本部長は、その本部員として県災害対策本部に加わり、県が行う応急対策との総合調整にあたるとともに、県警備本部の指揮にあたる。

イ 警備要員の確保

(ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(イ) 警察職員は、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合、又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

a 警察法第71条第1項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき。

b 津波警報が発表されたとき。

c 災害対策基本法第105条に規定されている「災害緊急事態」の布告があったとき。

(ウ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。

また、胎内警察警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

津波予報(注意報、警報)、余震等地震関連情報、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達するものとする。なお、津波予報、余震等地震関連情報の伝達にあたっては、第3章第5節津波避難計画により実施する。

イ 被害実態の把握

県警備本部は、各所属、各部隊等からの報告に基づいて、被害状況の把握及び情報の収集と集約に当たること。また、県災害対策本部(県危機対策課)へ連絡員を派遣し、災害警備活動に必要な情報の収集と交換に当たる。

胎内警察署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊(班)の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、胎内市災害対策本部(災害担当課)へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 津波・火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 住民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 胎内市・消防等の活動状況
- 灾害拡大の見通し
- 危険物施設及び重要防護施設の被害状況
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 胎内市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の搜索および救助

搜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院その他多数人の集合する場所、山(崖)崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急措置をした後、県、胎内市、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番、その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は胎内市等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

災対法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう胎内市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに胎内市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

a 胎内市、消防機関等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施にあたっては、本章第8節「住民等避難計画」に基づき実施する。

b 被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。また、胎内市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の住民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

c 避難が広域に及ぶ場合は、県警備本部がその調整にあたる。

d 駅、学校、病院、福祉施設、その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、各警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種臨時通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。
- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にして、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。
- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盜難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託、又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。
- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 自治会、商店会、消防団等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・胎内市、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。
- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 住民に対する広報活動

(ア) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項(例示)

- 災害に乘じた犯罪の抑止情報
- 交通規制に関する情報
- 胎内市から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段(例示)

- a 報道機関への情報提供
 - b 警察官による現場広報
 - c インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)
- コ 相談活動

県警備本部及び胎内警察署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

災害発生から検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに胎内市に引き継ぐ。

シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

県公安委員会は、被害状況を考慮し必要と認める場合は、次の事項を警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく援助要請を行う。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は胎内警察署警備本部長は、県、胎内市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県・胎内市

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・胎内市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の搜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の搜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。
- (ウ) 津波警報が発令された場合には、潮位の変化等の情報提供を要請する。

5 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。あわせて、交通情報、車両の使用の抑

制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地域の周辺警察署において、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑止する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路感謝と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主管幹線道に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

(ア) 広域交通規制の対象道路

関越自動車道、上信越道、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海沿岸東北自動車道、国道7号、国道8号、国道17号、国道18号、国道49号、国道113号、国道117号

ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(イ) 検問所の設置

被災地域における道路の被害状況、及び迂回路の確保等の交通状況、並びに積雪等の天候状況等を考慮して、必要な地点を選定し検問所を設置する。

エ 緊急交通路等の指定等

(ア) 都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(イ) 幹線道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及び区間に主要交差点において交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。警察官が配備できない交差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への車両の流入を禁止する。

- (ウ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。
- (エ) 緊急交通路の指定に際しては、必要に応じて隣接県警察本部等と調整を実施する。
- (オ) 緊急交通路等における車両等の措置上において緊急通行車両以外の車両の区域
- a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。
 - b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、災害対策基本法第76条の3の規定により、直ちに立ち退き又は撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずると共に、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助、その他のほごにかんするもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設、設備の応急の普及に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するももの
- (ケ) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

- (ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
新潟県知事	<input type="checkbox"/> 県有車両 <input type="checkbox"/> 災害応急対策を実施するため 県が調達、借上等をする車両 <input type="checkbox"/> 県管理施設の災害応急対策を 実施する車両 <input type="checkbox"/> 県との災害協定を締結してい る団体が使用する車両	<input type="checkbox"/> 防災局危機対策課 <input type="checkbox"/> 各地域振興局
新潟県公安委員会	<input type="checkbox"/> 国、胎内市、公共的団体及びそ の他の者が所有する車両	<input type="checkbox"/> 県警察本部交通規制課 <input type="checkbox"/> 各警察署 <input type="checkbox"/> 交通検問所

- (イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県が保有し、もしくは災害応急対策を実施するため、県が調達、借上げ等をする車両（県が協定を締結した団体を含む）については、あらかじめ災害応急対策用として届け出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

(イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、胎内市等公的団体が保有し、もしくは胎内市等公的団体との契約等により常時胎内市等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(ク)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

(ウ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条に基づ

く標章及び証明書を交付する。

- (ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。
- (イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。
- (ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。
- (エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停止させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままでし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- (イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る場合は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

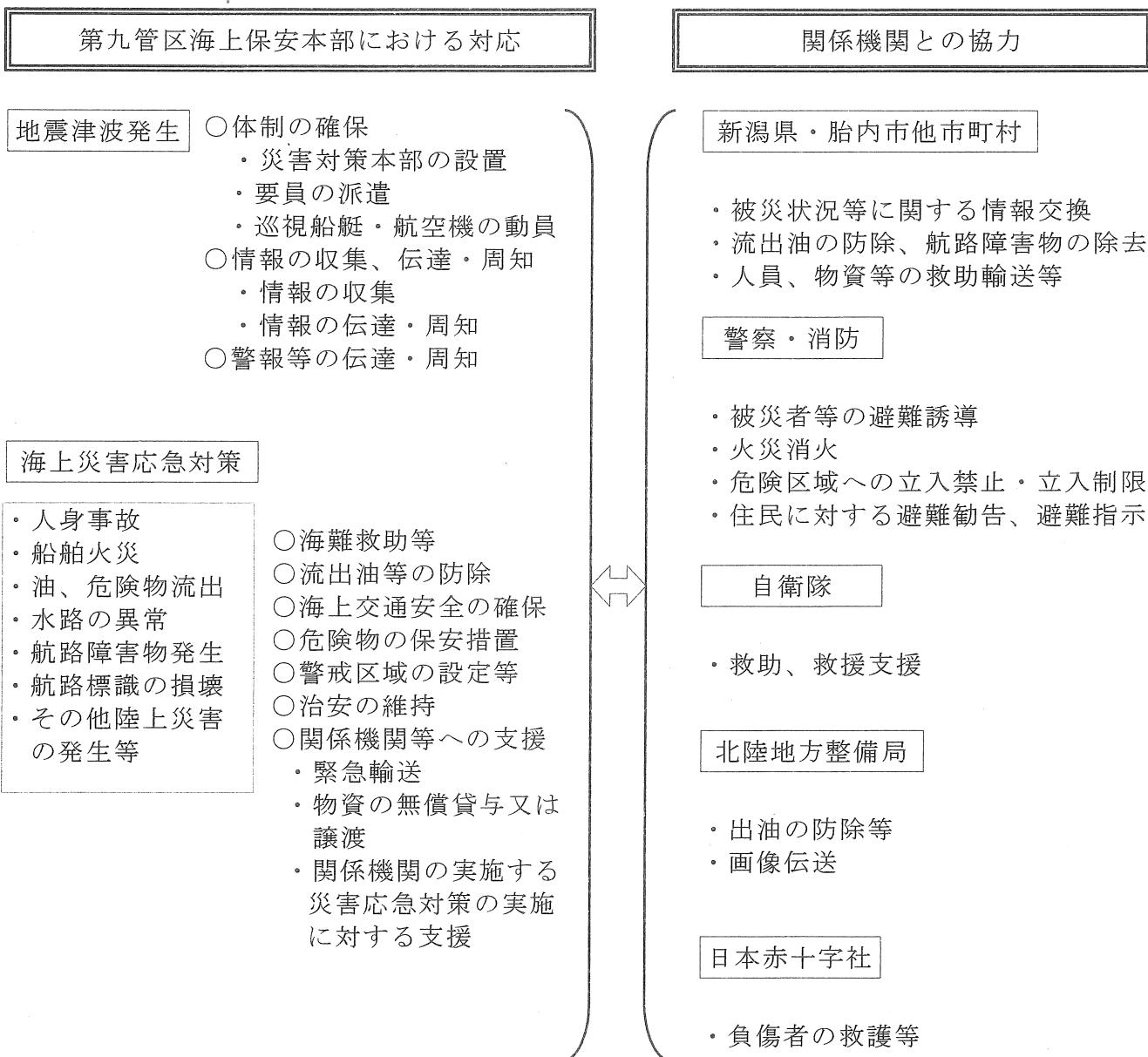
第14節 海上における災害応急対策

1 計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、胎内市は第九管区海上保安本部と連携、協力し、効果的な災害応急対策を行う。

2 第九管区海上保安本部における応急対策フロー図



3 地震津波発生時の対応

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

ア 災害対策本部の設置

管内で震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたときは、必要な職員を直ちに召集し、第九管区海上保安本部に災害対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ 要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 巡視船艇・航空機の動員

必要に応じて巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集、伝達・周知

ア 情報の収集

(ア) 震度5弱以上の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

(イ) 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、巡視船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関する情報収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

この場合、陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急活動の実施に支障を来たさない範囲において行う。

a 海上及び沿岸部における被害状況

- (a) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (b) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (c) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- (d) 流出油等の状況
- (e) 水路、航路標識の異状の有無
- (f) 港湾等における避難者の状況

b 陸上における被害状況

c 震源域付近海域における海底地形変動等の状況

イ 情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア 地震、津波等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。
- ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海難救助等

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機により捜索救助を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
- ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 海上における行方不明者の捜索を行う。
- オ 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(2) 流出油等の防除

- ア 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 防除作業の実施、援助及び協力
- 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(3) 海上交通安全の確保

- ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- イ 港内等船舶交通の幅^{ふくそう}が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、急患輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- カ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 危険物の保安措置

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

(6) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

6 関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、胎内市、第九管区海上保安本部、県、警察、消防、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1) 胎内市・県

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 第九管区海上保安本部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示等及び避難誘導に当たる。

(3) 消防

- ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- オ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ア 第九管区海上保安本部及び県・市町村からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区

域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

ア 関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。

イ 九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社

関係機関と連絡をとり負傷者の救護に当たる。

第15節 消火活動計画

1 計画の方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎよ活動に当たる。

(ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

(エ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、新発田地域広域事務組合消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

(オ) 県は、胎内市に地震により大規模な火災が発生した場合、胎内市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ 達成目標

発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

- ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

ウ 胎内市の対応

(ア) 住民への出火防止等の広報活動等

- a 総務対策部及び消防本部は必要な広報活動を行うものとする。
- b 消防本部は統一的な火災防ぎよ活動に関する措置を講ずるものとする。

(イ) 火災防ぎよ活動等

- a 緊急車両の通行路確保

消防本部及び胎内市長は、道路上の積雪量が消防活動に支障があると認めるとときは関係機関に対し除雪等の要請を行うものとする。

- b 消防水利の確保

胎内市長は、必要に応じて消防団及び自治会等に消防水源場所の除雪協力を求め、常に消防用水が利用できるよう努める。

2 情報の流れ

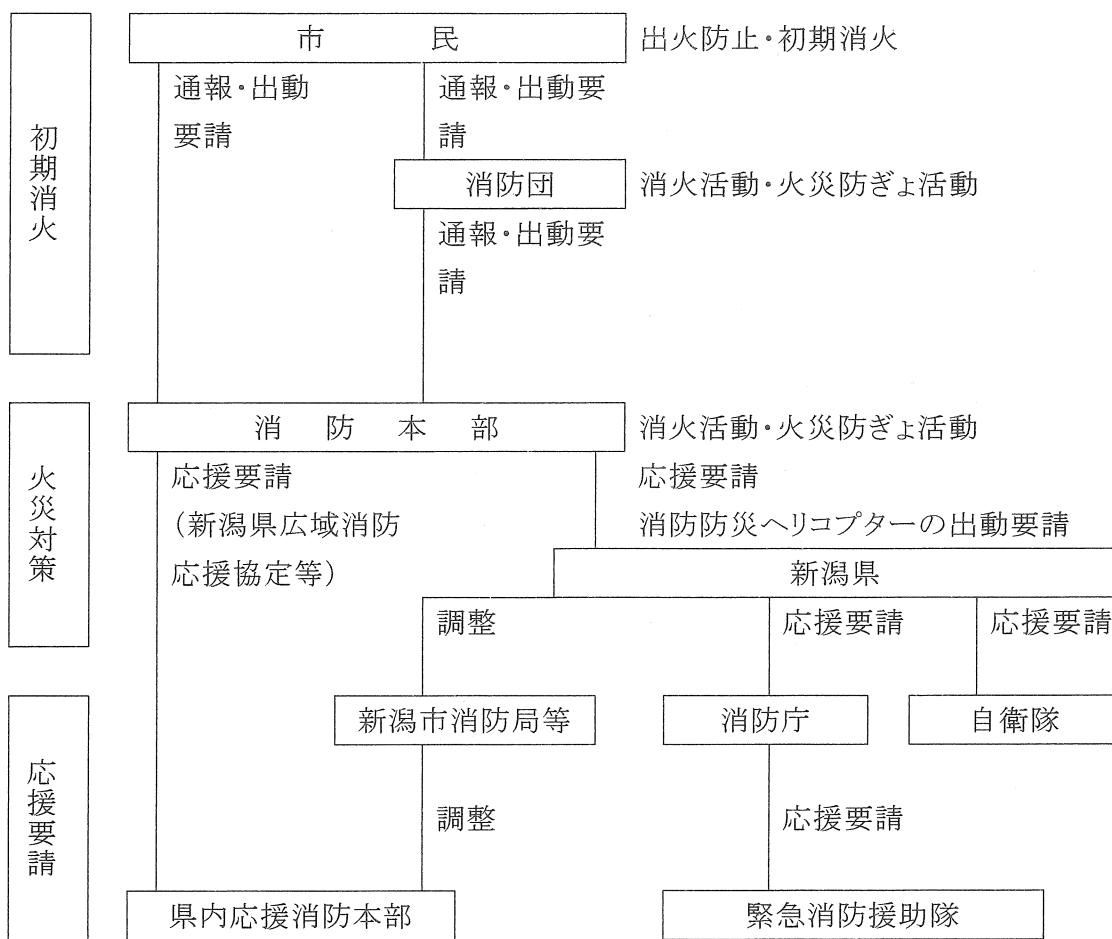
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	胎内市	出火・延焼・消火活動・応援要請
胎内市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合) 新潟県	出火、延焼等被害状況、消火活動 応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
新潟県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・ 緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防団・消防本部・胎内市	市民	出火・延焼等被害状況、避難・ 消火活動
被災地外消防本部又は新発田地域広域消防本部(大規模火災の場合)	胎内市・消防本部 新潟県	県内広域消防応援部隊出動
新潟県	胎内市・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	新潟県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策
市民	<p>市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。
消防団	<p>消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎよ活動に当たる。</p> <p>ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。</p>

実施主体	対 策
消防団	<p>イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>エ 消火活動 消防署所消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>
電力会社	通電火災を防止するため、住居内への通電を再開する際に住居者等の立ち会いの上通電する。

(2) 火災対策

実施主体	対 策
消防本部 新潟県消防防 災ヘリコプタ ー緊急運行要 領	<p>消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎよ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>イ 火災情報の収集 119番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。</p> <p>ウ 緊急交通路の確保 (ア)警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。 (イ)消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車輌の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎよ活動 (ア)火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ)火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ)避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎよ活動を行う。</p>

消防本部	オ 消防水利の確保 消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保を図る。
新潟県	新潟県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、自ら又は新発田地域広域事務組合消防本部の協力を得て、消防活動等を行う。
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 イ 消防本部は、上記アによても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（新発田地域広域消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。
新潟県	ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊

	<p>に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は、胎内市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>カ 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>
胎内市	胎内市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。

第16節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

災害により被災した住民等に対し、胎内市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに救助活動にあたる。
- (イ) 胎内市は、直ちに胎内市地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。
- (ウ) 消防団員は、胎内市地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 胎内市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・胎内市地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。
- (カ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、新発田地域広域消防本部及び県と協力してその対応にあたる。
- (キ) 県警察本部は、胎内市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。
- (ク) 県は、被災した胎内市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- (ケ) 県、県警察本部は、胎内市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急救助活動の支援・調整を行う。
- (コ) 県内の災害派遣医療チーム（新潟D M A T）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命措置等の活動を行う。また、ドクターへリ基地病院は、必要に応じてドクターへリを病院所属のD M A Tの移動、患者の搬送等に活用することができる。
- イ 達成目標
- (ア) 住民又は住民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。

- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 新潟D M A T、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- (エ) 胎内市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。
- (オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。
- (2) 要配慮者に対する配慮
- ア 地域住民、胎内市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。
- イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。
- (3) 積雪期の対応
- 積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、胎内市、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。
- (4) 患事ストレス対策
- ア 救急・救助活動を行う機関は、職員等の患事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
住民、消防団など		消防本部、警察署	被災状況、救急救助要請
消防本部、警察署		県、警察本部	救急救助、応援、ヘリの要請
新潟県、警察本部		消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など		県、警察本部	広域応援出動
新潟県、警察本部		消防本部、警察署	救急救助、応援、ヘリの出動
消防本部、警察署		住民、消防団など	救急救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、県警察等、地域における初動対応



地元消防本部、県警察等の救急救助隊等による救急・救助



新潟DMA T、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 住民、消防団、県、県警察等、地域における初動活動

実施主体	対 策
市 民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急救助を実施する。
胎内市 消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。
新潟県 新潟県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、胎内市、新発田地域広域消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。

(2) 地元消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策
消防本部	ア 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。 イ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 ウ 必要に応じ、県警察に救急救助活動の応援を要請する。

新潟県警察	胎内市等から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。
-------	--

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策
胎内市	<p>ア 地元医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。</p> <p>イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や胎内市の開設した救護所等、現地で行う。</p> <p>ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。</p>
消防本部	ア 広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防で情報を共有し、的確な救急活動を行う。
新潟DMA T	<p>ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。</p> <p>イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。</p> <p>ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。</p> <p>エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。</p> <p>オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地への広域搬送（広域医療搬送）を行う。</p>

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策
胎内市	胎内市、新発田地域広域消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。
消防本部	
医療機関	
その他	ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、地元消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。
新潟県 県警察	<p>ア 県及び県警察は、胎内市等からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。</p> <p>イ ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。</p>

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策
市町村	市町村、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。
消防本部	

医療機関 その他	
県	県は、市町村等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。
ドクターヘリ 基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市町村からの派遣要請があった場合又は出動指示がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取った上で、ドクターヘリを出動させることができる。

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに県内広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによても対応できないと判断した場合は、新潟県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び新潟県（危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。</p>
新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、県内広域消防相互応援等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても新潟県（危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を新潟県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援等を行う。</p>
新潟県	<p>ア 新潟県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合、職員を派遣する。</p> <p>イ 新潟県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援の準備をする。</p> <p>ウ 新潟県は、胎内市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を新潟県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>エ 新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊</p>

	<p>に関する事項を所管する。</p> <p>オ 新潟県は、胎内市からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>カ 新潟県は、胎内市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。</p>
県警察本部	県警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。
胎内市	胎内市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策
新潟県	<p>ア 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、緊急消防援助隊調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。</p> <p>イ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とD M A T の連携体制を確立するものとする。</p> <p>ウ 新潟県は、広域災害・救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。</p>
新潟県警察	県警察本部は、新潟県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害救助隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。
胎内市 消防本部	胎内市及び消防本部は、県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急救助活動にあたる。
市町村 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部	<p>災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を実施する。</p> <p>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p>

ドクターへリ 基地病院 他県のドクタ ーへリ 新潟D M A T	
--	--

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策
新潟県	ア 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が新潟県災害対策本部統括調整部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 イ 新潟県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。 ウ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、新潟県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。
胎内市 消防本部	胎内市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県もしくは警察署等に要請を行う。
緊急消防援助隊、新潟県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部 ドクターへリ 基地病院 他県のドクタ ーへリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。

第17節 医療救護活動計画

1 計画の方針

新潟県、胎内市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、新潟県は、発災直後に被災地域の胎内市及び医療機関等から広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。
- (イ) 被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。
- (ウ) 新潟県は、胎内市と情報共有し、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。
- (エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- (オ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、緊急診療所、被災地医療機関等からの患者の受け入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
- (カ) 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (キ) ドクターへリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターへリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターへリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (ク) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (ケ) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。
- (コ) 新潟県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。
- (オ) 新潟県及び胎内市は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、緊急診療所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。
- (コ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

イ 活動の調整

(ア) DMA T

災害時に、参集したDMA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMA T新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMA T活動拠点本部等を

設置する。

本部名	設置場所	主な役割
D MAT新潟県調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・全D MATの指揮調整、拠点本部等を指揮 ・県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
D MAT活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・参集したD MATの指揮調整、D MATに病院支援、現場活動、域内搬送等の役割付与 ・消防等の関連機関との連携及び調整
D MAT病院支援指揮所、 D MAT現場活動指揮所	D MATが複数活動する病院、現場	<ul style="list-style-type: none"> ・病院支援活動、現場活動するD MATの指揮調整 ・トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与

(イ) 災害医療コーディネーター

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資機材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会などなど医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保険所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーター支援する。

ウ 達成目標

県、胎内市、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、胎内市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
胎内市 代表消防本部 ※ 災害拠点病院	県医務薬事課	新潟D MAT派遣要請
病院	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
透析実施機関	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所（透析実施機関を除く）	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県医務薬事課	診療所の被災状況等、救護センター開設、

		医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネートチーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県医務薬事課	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県	県外D.M.A.Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県医務薬事課	厚生労働省	県外D.M.A.Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請

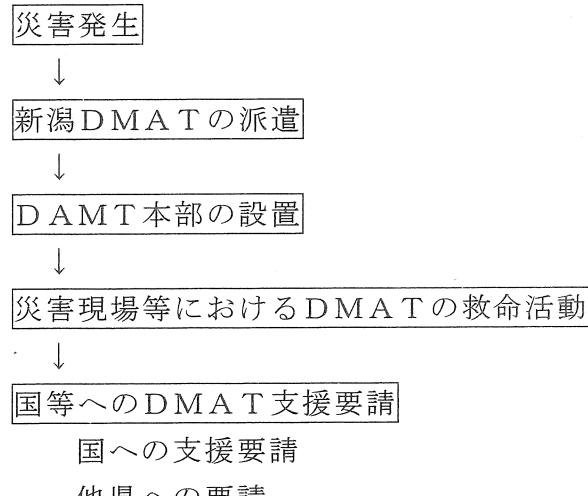
※新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

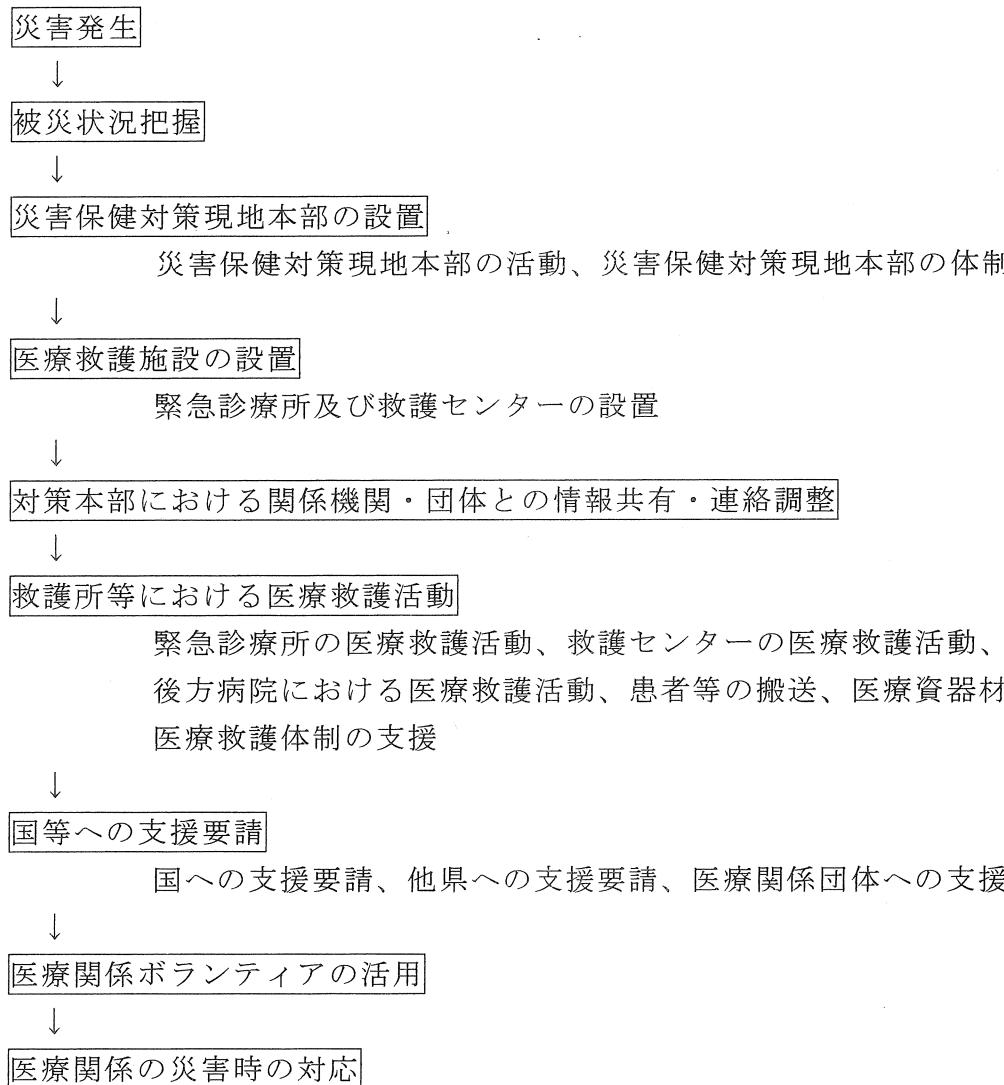
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県医務薬事課	胎内市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟D.M.A.Tの派遣
県医務薬事課	市町村 消防機関 医療機関	ドクターへリの派遣
保健所	市町村	救護センター設置 医療救護班等派遣
県医務薬事課	保健所	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示、新潟D.M.A.T、医療救護班等派遣
他の都道府県	県医務薬事課	県外D.M.A.Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県医務薬事課	県外D.M.A.Tの派遣 医療救護に関する応援

3 業務の体系

(1) D.M.A.T関係



(2) 医療救護活動 (D M A T を除く)



4 業務の内容

(1) D M A T 関係

ア 新潟D M A T の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	被災地の市町村、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟D M A T 指定医療機関に対し新潟D M A T の派遣を要請する。	新潟D M A T 指定医療機関
新潟D M A T 指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟D M A T を派遣する。	

イ D M A T 本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	県内で活動するすべてのD M A T を指	新潟D M A T 指

	揮するDMA T新潟県調整本部を設置する。	定医療機関
DMA T新潟県調整本部	必要に応じてDMA T活動拠点本部、DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ 災害現場等におけるDMA Tの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟DMA T	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携したトリアージ、救命治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） ・被災地内及び近隣地域への患者輸送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） ・被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送） 	

エ 国等へのDMA T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟DMA T	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMA Tは、被災地への状況等により、県に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	県医務薬事課
県医務薬事課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係 (DMA T関係を除く)

ア 被災状況把握

実施主体	対 策
県医務薬事課	<p>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</p> <p>ア 施設・設備の被害状況</p> <p>イ 負傷者等の状況</p> <p>ウ 診療（施設）機能の稼働状況 (人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)</p> <p>エ 医療従事者の確保状況</p>

	オ 医療資器材等の需給状況
保健所	<p>診療所（透析実施機関を除く。）について以下の情報を収集する。</p> <p>ア 施設・設備の被害状況</p> <p>イ 負傷者等の状況</p> <p>ウ 診療（施設）機能の稼働状況</p> <p>エ 医療従事者の確保状況</p> <p>オ 医療資器材等の需給状況</p>
県医務薬事課	<p>ア 緊急診療所の設置状況</p> <p>イ 緊急診療所及び医療機関への交通</p>

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対 策
保健所	<p>ア 災害保健対策現地本部の体制</p> <p>(ア) 災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。</p> <p>(イ) 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医救護情報責任者を置く。</p> <p>イ 災害保健対策現地本部の活動</p> <p>(ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援</p> <p>(イ) 胎内市との連絡を確保するための胎内市災害対策本部への保健所の職員派遣</p> <p>(ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等</p>

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策
胎内市(衛生対策部)	胎内市衛生対策部は、被災状況に応じて緊急診療所を設置する。予定施設は下記のとおり
保健所	医療救護活動が長期間におよぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。

緊急診療所設置予定施設

地区名	設置予定施設
中条地区	図書館 ほっと・HOT・中条
築地地区	築地環境改善センター
乙地区	乙地区交流施設
黒川地区	黒川地区公民館
鼓岡・大長谷地区	黒川診療所

エ 医療救護活動

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<p>ア 緊急診療所の医療救護活動</p> <p>設置した緊急診療所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動）</p> <p>(イ) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 総務対策部へ、緊急診療所の患者収容状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給</p> <p>衛生対策部は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p>
保健所	<p>設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>
県医務薬事課	<p>ア ドクターへリの派遣等</p> <p>災害現場にドクターへリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>イ 医療資器材等の供給</p> <p>(ア) 災害時における緊急診療所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。</p> <p>(イ) 胎内市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>(ウ) 県は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>ウ 医療救護班等の派遣</p> <p>県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>
災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、

	<p>支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ア 被災現場、緊急診療所、被災地医療機関等からの患者の受入 イ 医療救護班の派遣等</p>
医療救護班等	<p>医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。</p>

オ 国等への支援要請

実施主体	対 策
県医務薬事課	<p>被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。</p> <p>ア 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。</p> <p>イ 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>ウ 医療関係団体への支援要請 (ア) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (イ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。</p>
新潟県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。
保健所	新発田北蒲原医師会又は北蒲原歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。
胎内市	新発田北蒲原医師会又は北蒲原歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。
新潟県医師会	<p>ア 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。</p> <p>イ 新発田北蒲原医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>
新潟県歯科医師会	<p>ア 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。</p> <p>イ 新発田北蒲原医師会又は北蒲原歯科医師会に対して、医療救護活</p>

	動の支援を要請する。
新発田北蒲原医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。
北蒲原歯科医師会	

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策
胎内市 (総務対策部)	総務対策部は、新潟県の設置する災害ボランティア活動組織及び胎内市社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、緊急診療所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。
県医務薬事課	県災害救援ボランティア本部及び胎内市ボランティアセンターと情報共有し医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、緊急診療所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策
医療機関	<p>ア 災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。</p> <p>イ 市内の病院は、受入れ可能患者数の状況を新発田保健所に報告するとともに、後方病院として医療救護活動を行うものとする。</p>

第18節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。
- ウ 胎内市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。
- エ 新潟県は、胎内市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

新潟県及び胎内市は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、胎内市は、避難所等の採暖に配慮する。

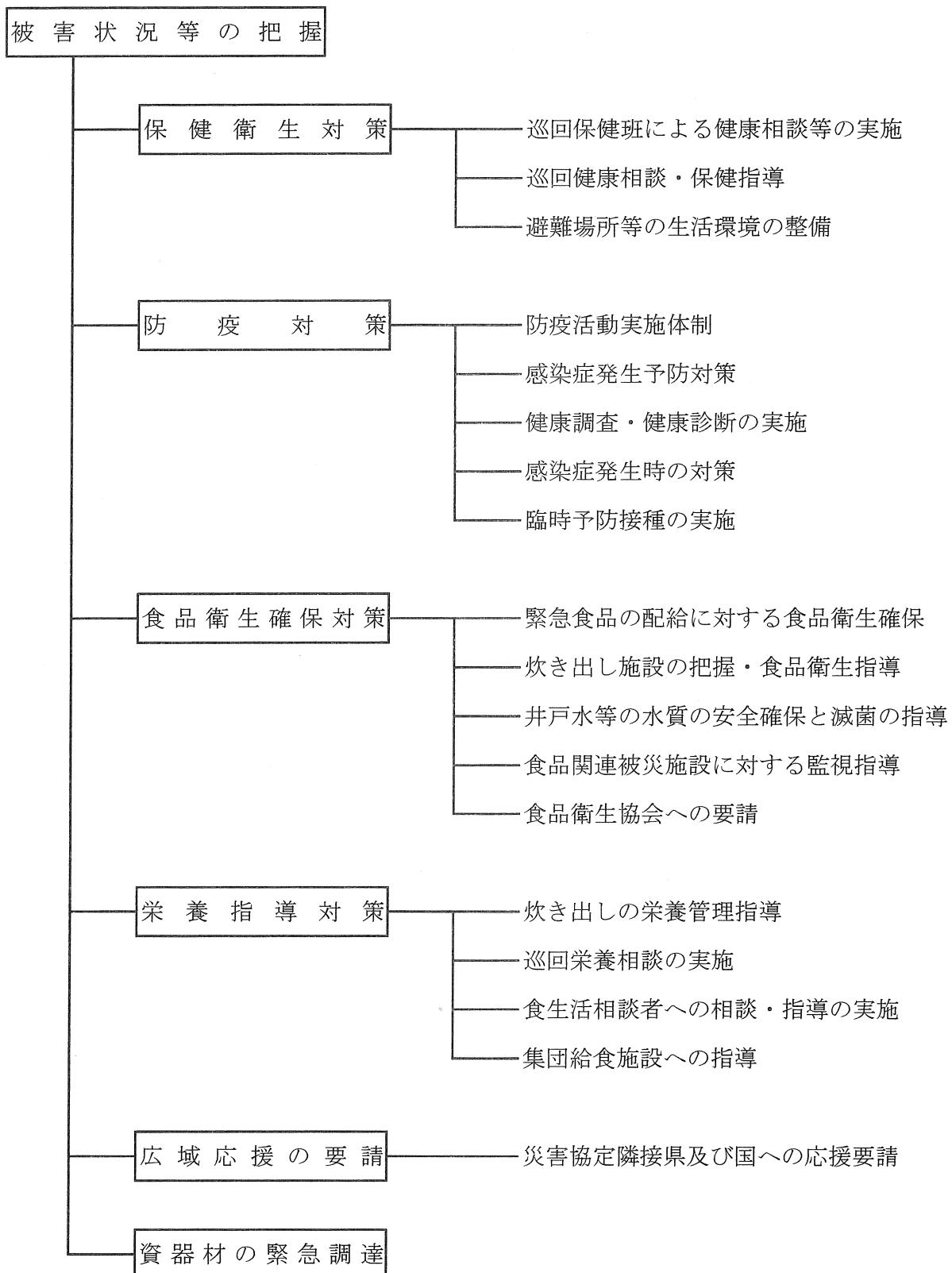
雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 被害状況等の把握

震災時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するため以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<p>ア 被災者の避難状況把握、県への報告</p> <p>イ 避難所等の整備、健康相談等の実施</p> <p>ウ 避難場所等の生活環境整備</p> <p>(ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）</p> <p>(イ) 衣類、寝具の清潔の保持</p> <p>(ウ) 身体の清潔の保持</p> <p>(エ) 室温、換気等の環境</p> <p>(オ) 睡眠、休養の確保</p> <p>(カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔</p> <p>(キ) プライバシーの保護</p>
新潟県	<p>ア 巡回保健班による健康相談等の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) 胎内市保健師の協力を得て、巡回計画作成</p> <p>(ウ) 福祉保健課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立</p> <p>イ 避難行動要支援者の健康状態確認、保健指導実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整</p> <p>a 災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導</p> <p>b 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導</p> <p>c インフルエンザ等の感染症予防の保健指導</p> <p>d 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導</p> <p>e 不安の除去等メンタルヘルスへの対応</p> <p>f 口腔保健指導</p> <p>ウ 避難所等の生活環境の整備</p> <p>(ア) 避難所、仮設住宅等における状況把握、被災者への指導・助言</p> <p>(イ) 市町村が実施する生活環境の整備への助言・協力</p>

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>(ア) 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるよう防疫活動組織を明確にしておく。</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>(ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施</p> <p>(イ) 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導</p> <p>(ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施 なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施</p> <p>(エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施</p> <p>(オ) ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内）</p> <p>ウ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理</p>
新潟県	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>(ア) 災害規模に応じ、胎内市の防疫活動を指導・支援</p> <p>(イ) 必要に応じて、健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置</p> <p>(ウ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>(ア) 胎内市と協力し、予防教育及び予防宣伝実施</p> <p>ウ 健康調査及び健康診断の実施</p> <p>(ア) 健康福祉（環境）部：緊急性に応じ、計画的に実施 (浸水地域住民、集団避難場所の避難者、応急仮設住宅入居者を重点に実施)</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施</p> <p>エ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容</p> <p>(イ) 健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接觸した者）に対し、病気に対する正しい知識、消毒方法等の保健指導を実施。</p> <p>オ 臨時予防接種の実施又は実施指示</p> <p>(ア) 健康対策課：疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者及び期日を指定して、健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示。胎内</p>

	市が実施することを特に適当と認めるときは胎内市長に指示
--	-----------------------------

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
新潟県 (地域機関)	<p>ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 胎内市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 (胎内市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの)</p> <p>イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 胎内市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を実施</p> <p>ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導</p> <p>エ 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施</p> <p>(ア) 冠水食品の廃棄の指導 (イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導</p> <p>オ 食品衛生協会への要請 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施</p>
新潟県	必要に応じて、地域機関間の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
新潟県 (健康対策課)	災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施。被災地区的規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請。

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
新潟県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<p>ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施</p> <p>イ 防疫資器材等の整備状況を新発田地域振興局健康福祉環境部に報告</p> <p>ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（新発田地域振興局健康福祉環境部へ）</p>

新潟県	<p>ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を胎内市へ情報提供</p> <p>イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結</p> <p>ウ 緊急時の防疫資器材等の調整</p> <p>(ア) 健康福祉（環境）部：管内調整を実施。調整がつかない場合は、健康対策課へ確保要請。</p> <p>(イ) 健康対策課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請。</p>
-----	--

第19節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 報道機関の責務

a 不用意な取材活動による PTSD誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

b こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(ウ) 精神科医療機関の責務

a 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

b こころのケアチーム（以下「ケアチーム」という。）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(エ) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

新潟県の「災害時におけるこころのケア対策会議実施要綱」に基づき設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(オ) 胎内市の責務

a 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

b 被災者の精神的健康状況等の把握により、市のみでは対応が困難と判断された場合は、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(カ) 新潟県の責務

a こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

b 被災住民に対するこころのケア対策を実施し胎内市を支援する。

c 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

d ケアチームを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

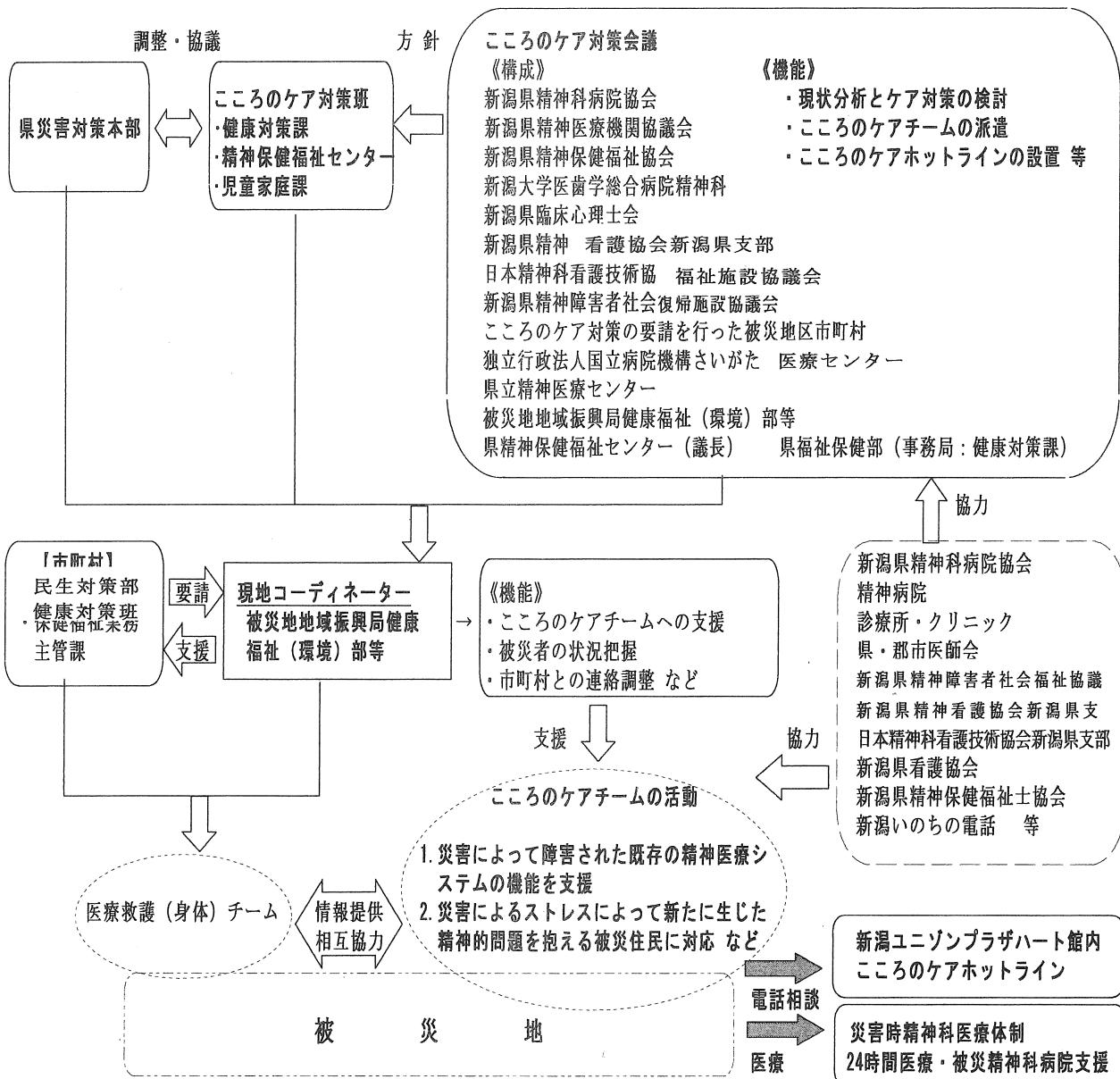
e 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の体制整備に努める。

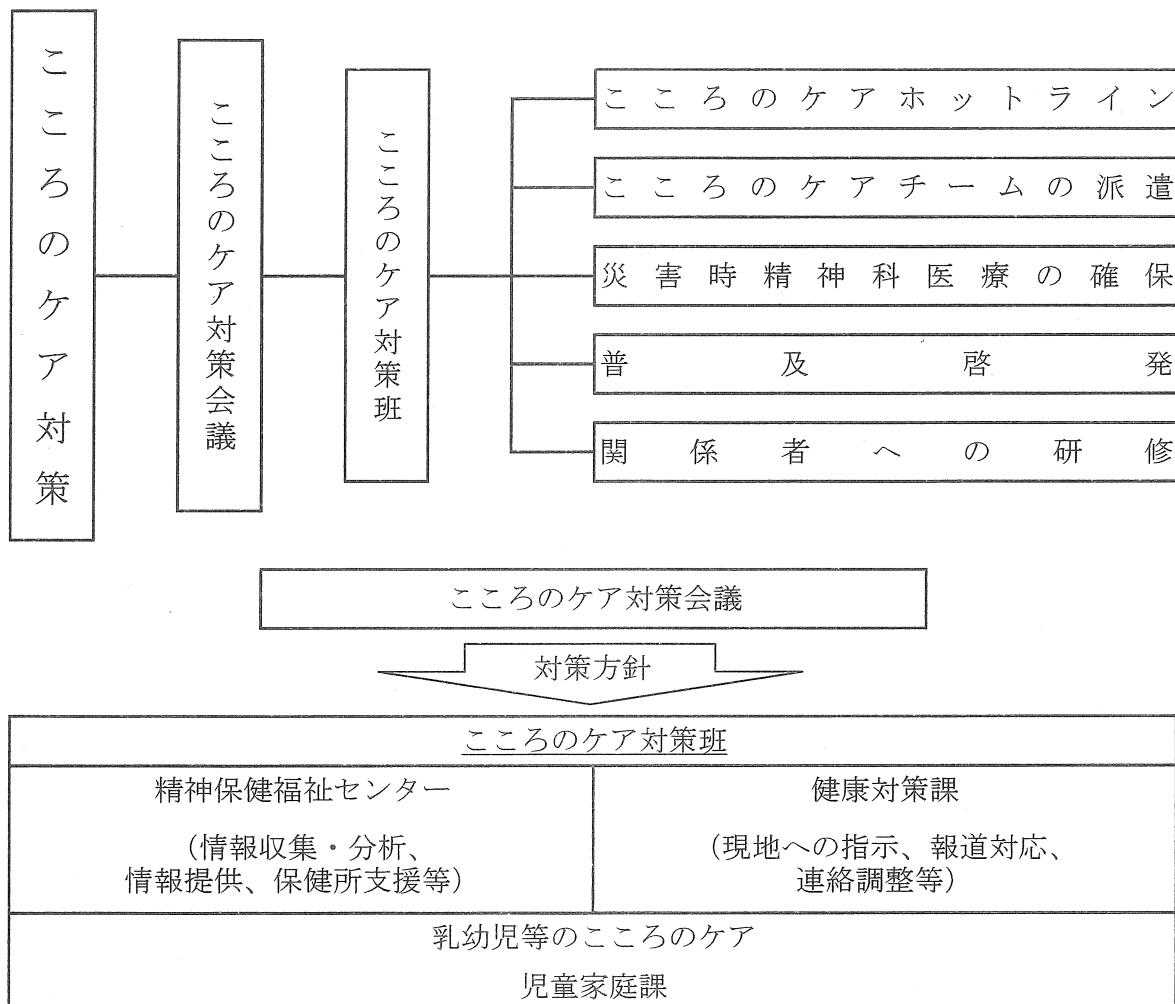
イ 活動の調整

こころのケア対策会議

1. 位置づけ
災害時のこころのケア対策を全県的な取組として支援する体制
2. 役割
こころのケア対策の方針決定
3. その他
ケア活動は災害直後からの迅速な対応が必要であることから、直後からの活動について「こころのケア対策班」が「新潟県 災害時 こころのケア活動マニュアル」に基づき実施する。

災害時におけるこころのケア対策会議組織体制





ウ 達成目標

a 「こころのケアホットライン」

精神保健福祉センターは、新潟ユニゾンプラザハート館内に新潟県臨床心理士会等の協力を得て災害発生から12時間以内に設置する。

b 「災害時精神科医療体制」

- 「24時間精神科医療」を災害発生から12時間以内に新潟県精神医療センター等の拠点病院において体制整備を行う。
- 県は、民間精神科病院の協力を得て「24時間精神科医療」に対する後方支援体制を災害発生から1週間以内に確保する。
- 被災した精神科病院入院患者の緊急避難や転院を災害発生から12時間以内に開始する。

c 「こころのケアチーム」

- 被災した胎内市からの派遣要請に対応するため、災害発生から3日を目途に県内ケアチームを派遣可能な体制とともに、被災規模等により県内ケアチームのみの対応では困難と判断した場合は、県外チームの派遣体制を整備する。
- ケアチーム派遣要請に際して、可能な限り児童精神科医師や児童専門の臨床心理士等がケアチームの中に加わるよう要請する。

- ・保健所及び児童相談所職員、精神科病院職員等からなる現地コーディネーターを派遣しケアチームを支援する。

d 「啓発普及」

被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン（以下「ホットライン」という。）などの支援情報をパンフレットやポスター、ホームページ（県、精神保健福祉センター等）等による情報伝達を災害発生から24時間以内に開始する。

e 「援助者への教育研修」

要請に応じ保育士や教師、ケアマネージャ等関係者に対し「被災時のこころのケア」に関する研修を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

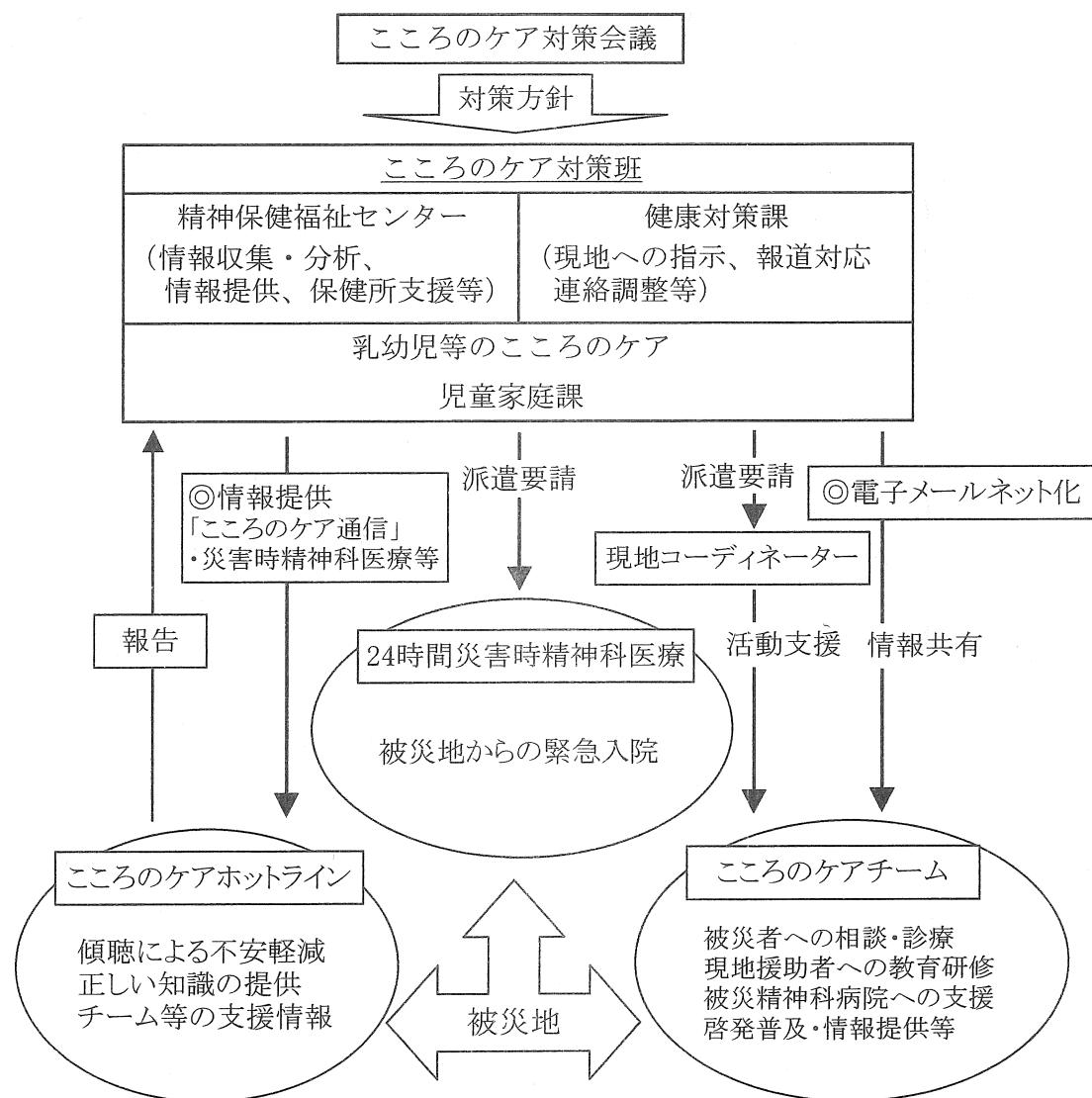
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の生活状況・ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
胎内市	保健所 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	障害福祉課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・社会復帰施設等の状況について ・障害福祉施設等の状況について
新潟県	こころのケア対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・集約されたケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・障がい者福祉施設等の状況について

(2) 被災地へ

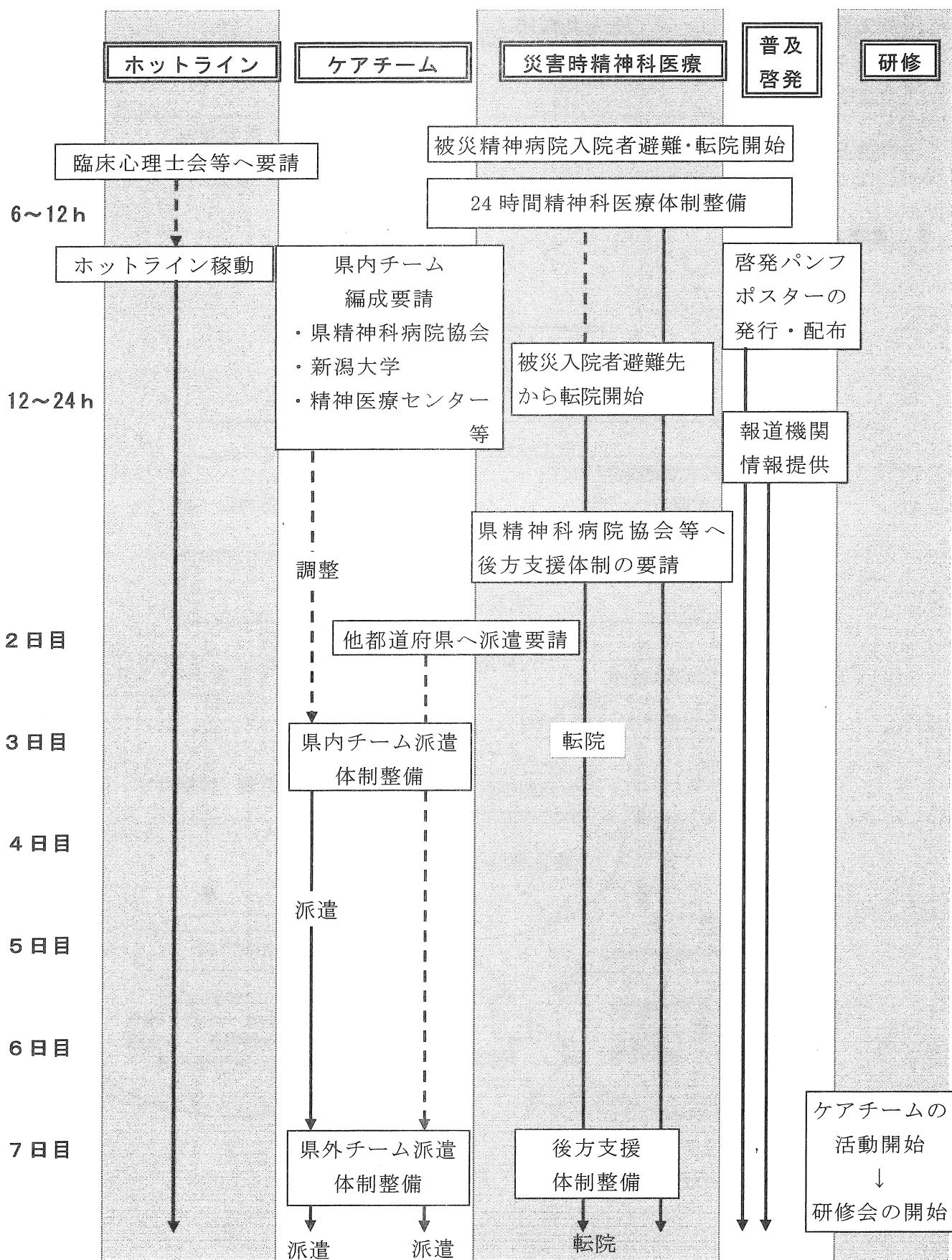
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	新潟県	①こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ②こころのケア対策情報 <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及

		・関係者への研修
精神保健福祉センター 児童家庭課	保健所 児童相談所	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
保健所 児童相談所	胎内市	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
報道機関・胎内市	被災者	◎こころのケア対策情報 (上記内容)

3 業務の体系



☆ 災害発生



4 業務の内容

(1) 「こころのケアホットライン」による対応

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談 ・新潟ユニゾンプラザハート館内に設置

(2) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した胎内市の要請に基づき県内外のケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応 ・精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・児童相談所職員・事務職等からなるチームを派遣 ・保健所及び児童相談所職員等からなる現地コーディネーターを派遣してケアチームを支援

(3) 災害時精神科医療体制の整備

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地からの緊急入院患者等に対応するため24時間体制の精神科医療を確保 ・24時間精神科医療を維持するため、県精神科病院協会等協力により空床確保等の後方支援体制確保 ・被災した精神科病院入院患者の転院先の確保

(4) 被災者への啓発普及

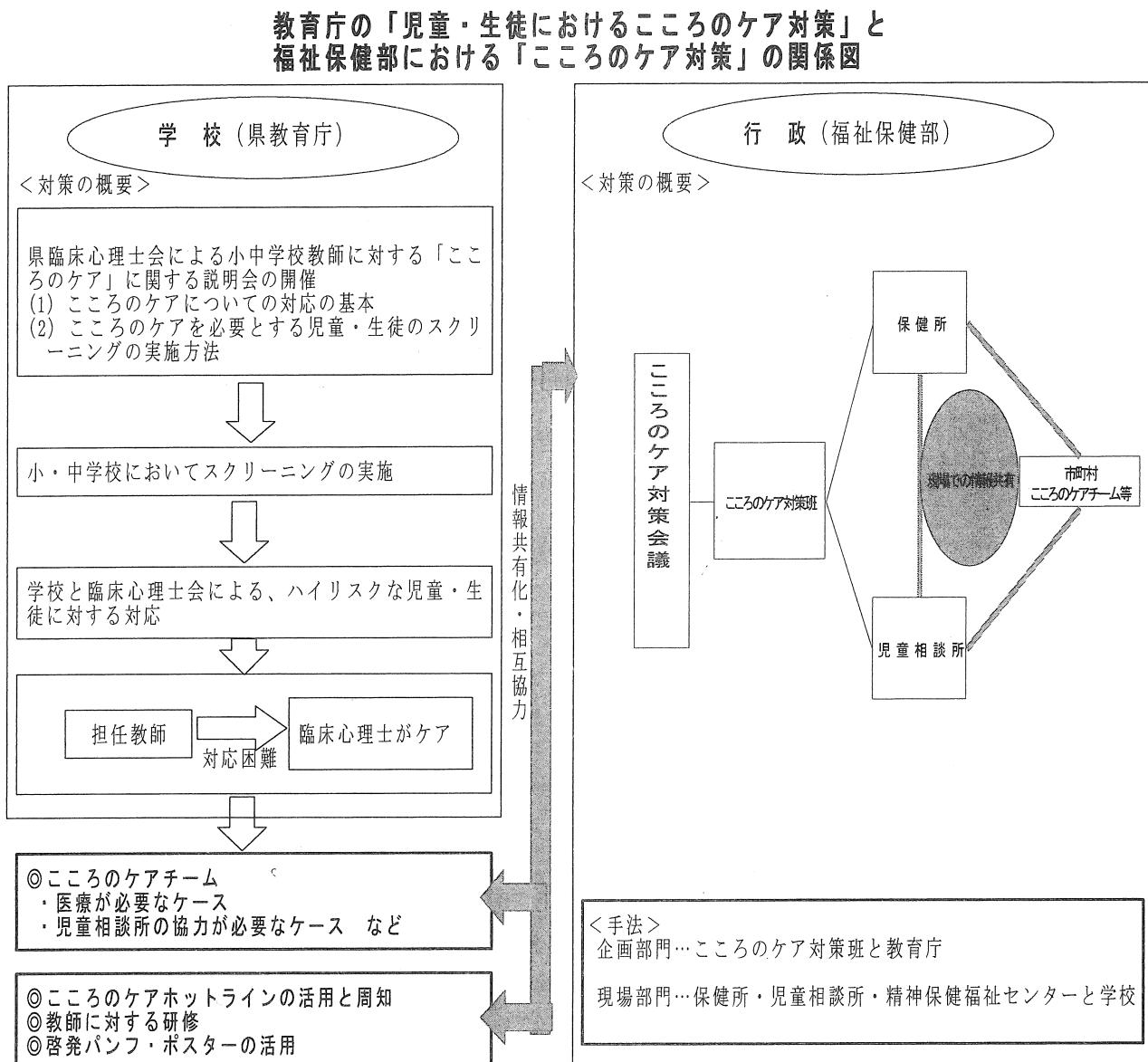
実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレット・ホームページ等により伝達 ・ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供 ・新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者にこころのケアに関する情報を提供

(5) 援助者への教育研修

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や学校教員、ケアマネージャ等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施 ・ボランティア、開業医、行政職員等支援者自身のこころのケアのための研修を実施

5 こころのケア対策の関係図

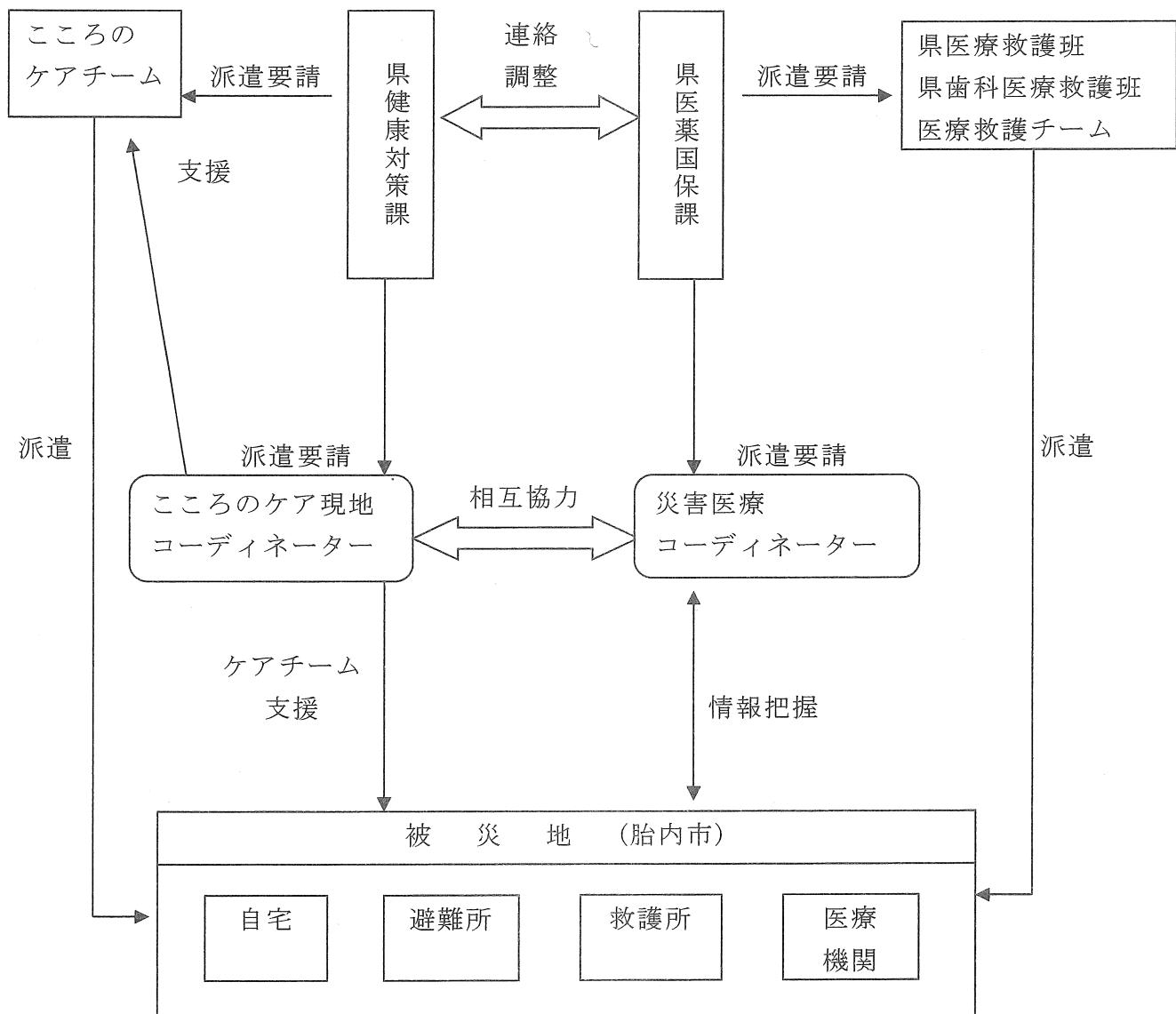
(1) 教育庁との相互協力



(2) 医療救護（身体）チームとの相互協力

被災現地でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協動により実効ある被災住民への支援活動を実施するように努める。

医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図



活動内容

- ・被災住民への共同支援活動
- ・医療チーム、こころのケアチーム合同ミーティング
 - ①地区内の状況分析
 - ②ケース検討、情報交換
 - ③活動上の問題など

第20節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 新潟県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災した胎内市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。
- c 地震の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 胎内市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。

カウンセラー派遣計画について、市のみで対応することが困難な場合は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。
- c 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施。

イ 活動の調整

県教育委員会、胎内市教育委員会、胎内市災害対策本部、学校教育対策部

ウ 達成目標

(ア) 災害救助法に適応する胎内市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめどに「該当学校教員への説明会」を実施。

(イ) 災害救助法に適応する胎内市の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめどにカウンセラー派遣を開始。

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
学校→学校教育対策部→	新潟県教育委員会 カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
胎内市教育委員会	新潟県教育委員会 こころのケアに係る必要な情報
新潟県教育委員会	県臨床心理士会 こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
新潟県教育委員会	胎内市教育委員会 カウンセリング実施日 説明会実施日
胎内市教育委員会	学校 カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成



説明会の実施



こころの健康調査の実施とスクリーニング



カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策
新潟県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画
胎内市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握

第21節 廃棄物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

a ごみ処理

(a) 避難所での生活ごみについて、胎内市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

(b) 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、胎内市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

(c) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（震災により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄は行わない。

b し尿処理

(a) 避難所の仮設トイレ等について、胎内市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 胎内市の責務

a ごみ処理（衛生対策部）

(a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、普及までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。

(b) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

(c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。

(d) ご物の発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。

(e) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。

(f) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(g) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。

(h) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

(i) ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、新潟県に広域支援を要請する。

b し尿処理（衛生対策部・上下水道対策部）

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する
- (d) し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、新潟県に広域支援を要請する。

c 災害がれき処理

- (a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (b) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画（がれき処理対策）を策定する。
- (c) 災害がれきの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- (d) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (e) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (f) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。
- (g) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(ウ) 新潟県の責務

- a 胎内市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- b 県及び他市町村の職員の応援派遣等により胎内市を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）胎内市災害対策本部、衛生対策本部

ウ 達成目標

（ごみ収集）

- (ア) 生活ごみ等の収集は、おおむね3日～4日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。
(し尿収集)
 - (イ) し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。
(災害がれきの収集)
 - (ウ) 災害がれきの収集は、おおむね1か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

胎内市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

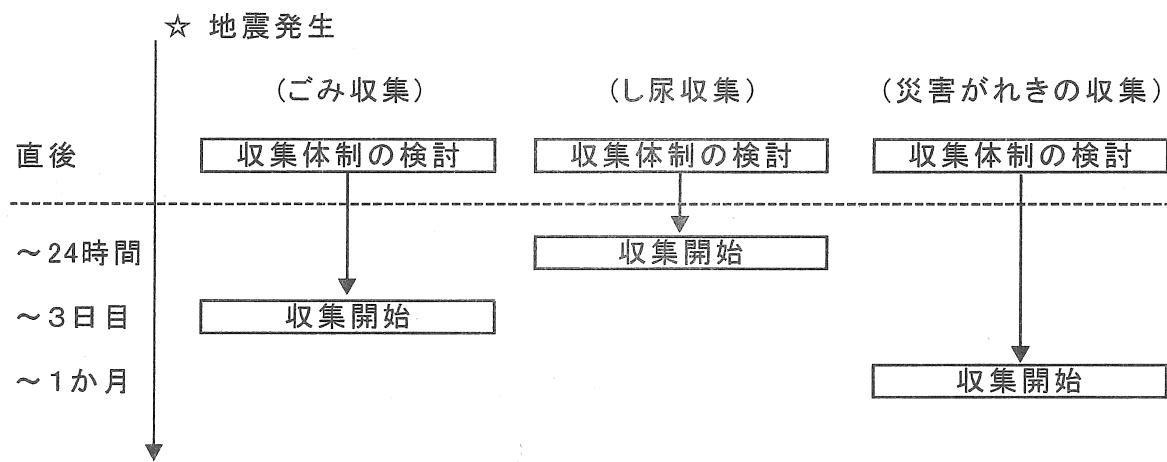
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市	ごみ、し尿収集のニーズ
胎内市	新潟県	広域支援の必要性
新潟県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	広域支援の情報
胎内市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対策
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する 各家庭においては、胎内市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。
胎内市 (衛生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣を行う。

新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。
環境整備事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。
新潟県産業廃棄物協会	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。
新潟県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの維持管理に協力し、胎内市のし尿収集に協力する。
胎内市 (衛生対策部・上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理の実施計画を策定する。 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。
環境整備事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。
新潟県浄化槽整備協会	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 災害がれきの発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。 住民に災害がれき処理の方法を周知する。 災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、がれき類処理対策を支援する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県からの要請に基づき危険家屋の解体を支援する。
(一社) 新潟県産業廃棄物協会	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。

(一社) 新潟県解体工事業協会	・胎内市、新潟県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。
(公財) 新潟県環境保全事業団	・新潟県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。

第22節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 胎内市の責務

- 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)
- 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、新潟県に支援を要請する。
- 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 新潟県の責務

市町村が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部(保健医療教育部)、胎内市災害対策本部(上下水道対策部)

ウ 達成目標

(トイレ利用の確保)

(ア) トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後 ~12時間	<ul style="list-style-type: none">・避難所公共トイレの使用・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ~1日目程度	<ul style="list-style-type: none">・企業・団体から仮設トイレを調達(県内流通在庫)
〃 12時間~2日目程度	<ul style="list-style-type: none">・企業・団体から仮設トイレを調達(県外流通在庫)
〃 2日目程度~	<ul style="list-style-type: none">・需要に応じてトイレ追加・再配置・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

(トイレ用品の確保)

(イ) トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

(トイレ管理の実施)

(ウ) トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮（胎内市）

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 胎内市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 胎内市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 胎内市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 胎内市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 胎内市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

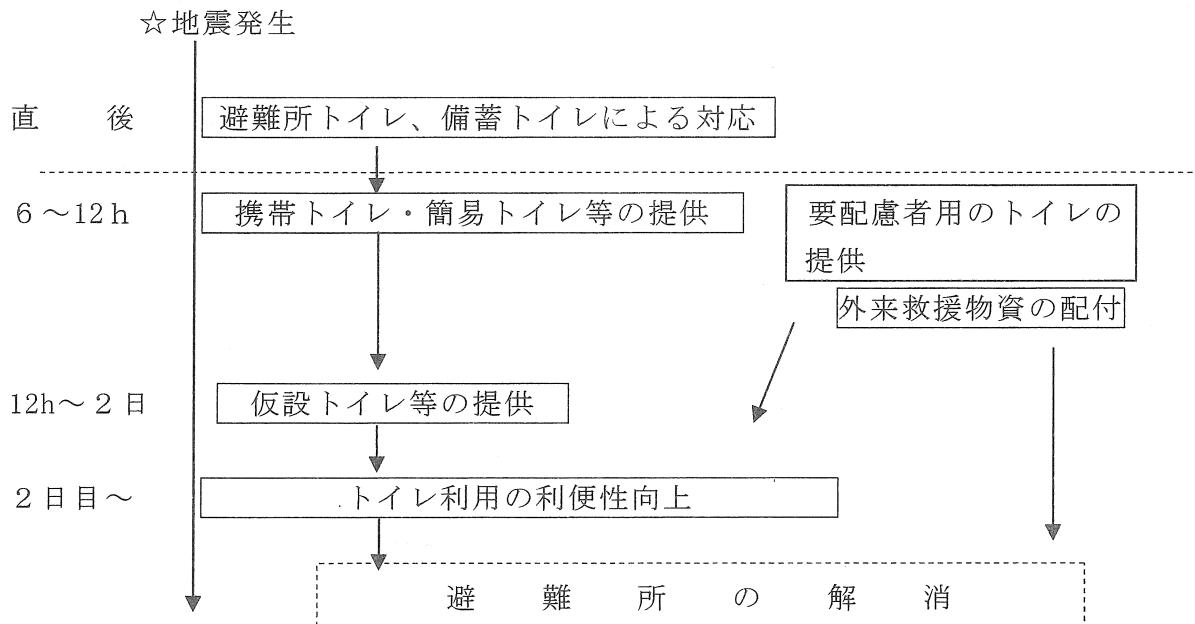
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市	被災地ニーズ
胎内市	新潟県	集約された被災地ニーズ
新潟県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	供給予定情報
胎内市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによる対応

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 ・避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ等の適切な利用方法を周知する。 ・避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送県からの緊急供給で補う。 ・胎内市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配達する。
(公社) 新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の備蓄トイレを避難所等へ配達する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）

	<ul style="list-style-type: none">・調達が困難な場合は新潟県に調達の代行を依頼する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・胎内市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。
企業・団体等	<ul style="list-style-type: none">・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配達する。

(3) 義援物資の配布

実施主体	対策
胎内市	<ul style="list-style-type: none">・胎内市へ送付された救援物資を受入・保管する。・避難者の物資需要を把握する。・避難者に物資を配布する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・県へ送付された救援物資を受入・保管する。・胎内市からの調達要請物資を集約する。・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。・トラック協会へ輸送を依頼する
(公社)新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none">・県からの要請に基づき物資を輸送する

第23節 入浴対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

- a 市所有施設の積極的な利用
- b 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- c 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- d 県への支援要請

(イ) 新潟県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

イ 活動の調整

県災害対策本部（被災者救援部）、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日以内に実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保（胎内市）

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（胎内市、新潟県）

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（胎内市、新潟県）

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
胎内市	新潟県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
新潟県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

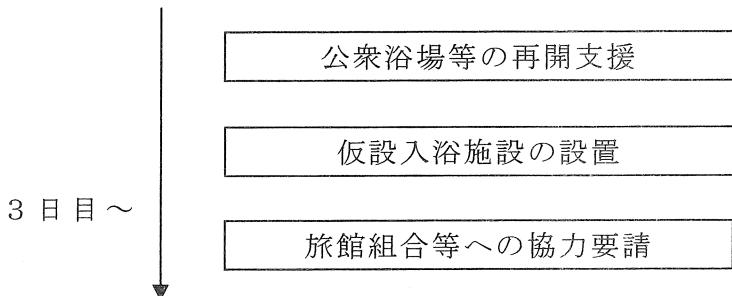
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	入浴施設確保情報
胎内市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報

		入浴サービス提供情報
--	--	------------

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設の設置を県に要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市内の旅館組合等への協力要請を行う。 胎内市の能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。

第24節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等に予め配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

地震発生から（流通機構の復活が見込まれる）3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下「物資等」という）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 胎内市の責務

- a 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(ウ) 新潟県の責務

- a 必要に応じて、物資拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により胎内市を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

イ 活動調整

県災害対策本部（食料物資部）、胎内市災害対策本部（民生対策部）

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

地震～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

地震12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

地震24時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

地震72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（焼き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(イ) 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成

人用)、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね24時間以内に行うこととする。

(2) 要配慮者に対する配慮(胎内市)

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供(地震24時間後~)

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮(地震24時間後~)

(3) 積雪期の対応

ア 胎内市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 胎内市は、防寒具、採暖用具(ストーブ、使い捨てカイロ等)寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

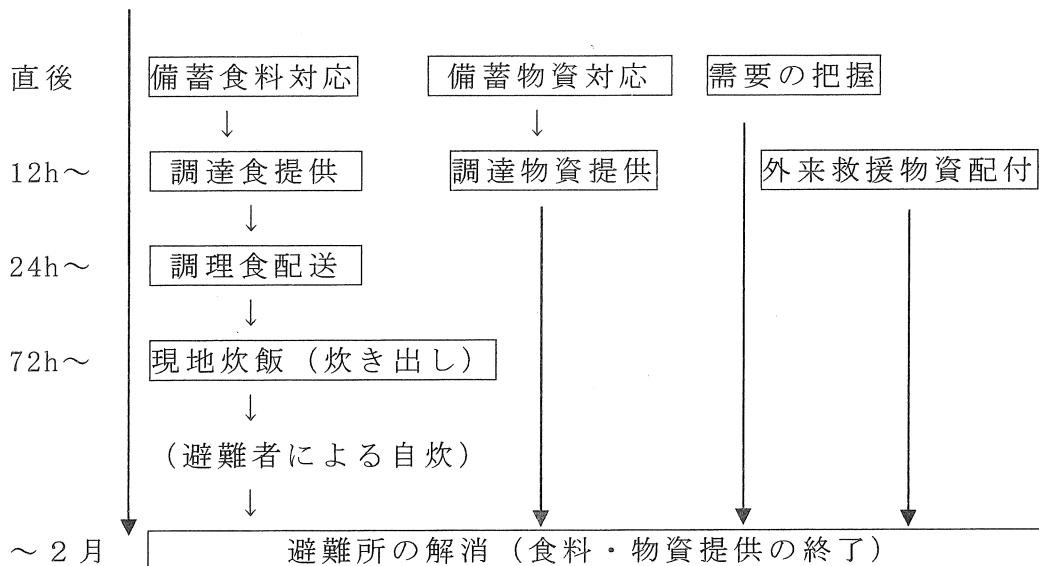
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市災害対策本部	被災地ニーズ
胎内市災害対策本部	新潟県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
新潟県災害対策本部	協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

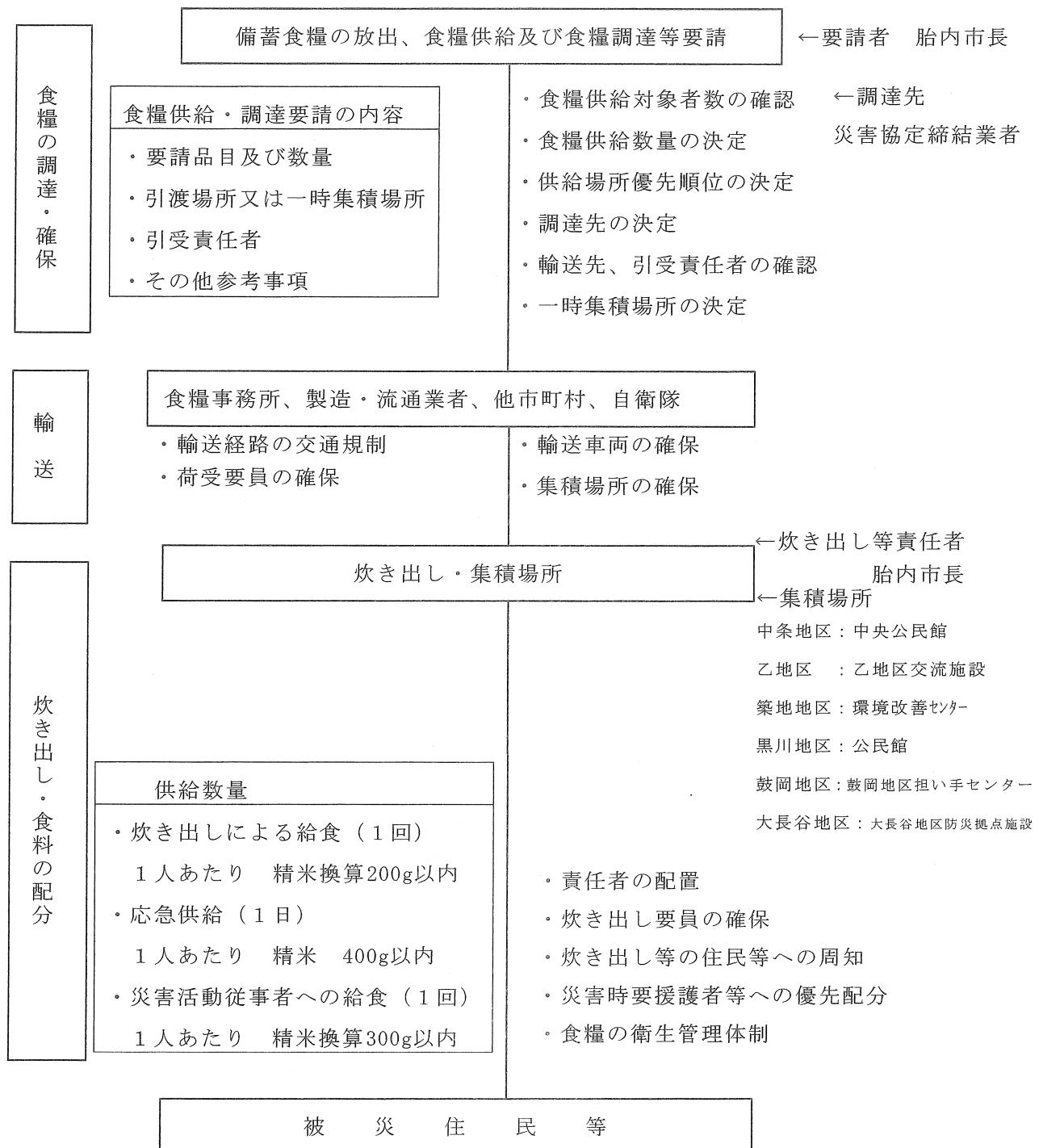
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県災害対策本部	胎内市災害対策本部	供給予定情報
胎内市災害対策本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

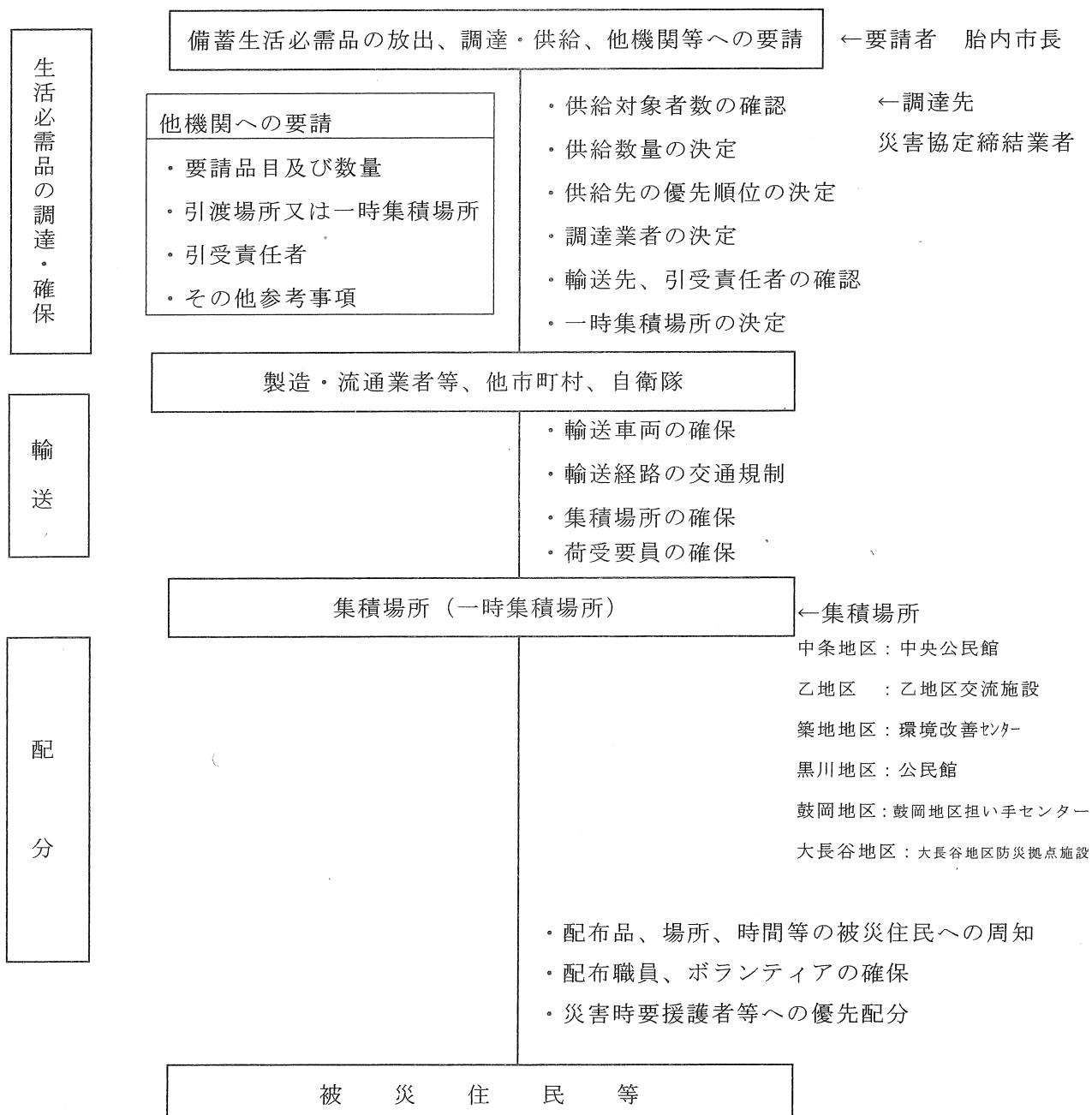
☆ 地震発生



4 食料調達・供給フロー図



5 生活必需品等供給フロー図



※ 生活必需品供給対象者

- 住家の被害により日常生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

6 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12h程度）

実施主体	対 策
被災者 自主防災組織	・胎内市の職員とともに避難所等の保存食糧・物資等を避難者に配分
胎内市 (民生対策部)	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う
新潟県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、物資拠点を開設する。 ・胎内市からの要請に基づき、不足する物資等を胎内市・避難所等へ配送する。 ・市町村の行政機能が損壊している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。

(2) 調達食・物資等の提供（発災 12h～24h程度）

実施主体	対 策
胎内市 (民生対策部)	・避難者のニーズ把握 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。
新潟県	・胎内市からの要請に基づき、物資等の調達を代行し胎内市又は避難所へ配送するプル型支援を行う。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。
協定先企業・団体等	・県から調達要請があった物資等を指定された市胎内市又は避難所へ配送する。

ア 主な調達先及び集積場所

主な調達先	中条、乙、築地、黒川地区の各農協
集積場所	中条地区：中央公民館 乙地区：乙地区交流施設 築地地区：環境改善センター 黒川地区：公民館 鼓岡地区：鼓岡地区担い手センター 大長谷地区：大長谷地区防災拠点施設

イ 被災者救援のため必要となる調達食及び物資等の例

(ア) 調達食

- a 米穀、食パン、麺類（即席麺、乾そば・うどん）、飯缶、乾パン
- b 乳児用ミルク、牛乳
- c 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- d その他被災地周辺で用意に調達され、かつ一時の代用食品として供給できるもの

(イ) 物資等

- a 寝具（毛布・布団等）
- b 被服（肌着等）
- c 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- d 食器（茶碗、皿、はし等）
- e 保育用品（ほ乳びん等）
- f 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、LPGガス等）
- g 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- h 簡易（仮設）トイレ、紙オムツ
- i 暖房器具
- j 燃料

(3) 調理食配達による提供（発災 24h 程度～72h 程度）

実施主体	対策
胎内市 (民生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・給食支援（調理及び配達）を行う。

(4) 現地炊飯による提供（発災 72 h 以降）

実施主体	対策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・施設の確認後食糧等製造を行なう。 ・自衛隊の炊飯場所を確保する。 ・自衛隊に食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。

(5) 被災者による自炊（発災2週間以降）

実施主体	対 策
避難者	・胎内市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。
胎内市	・被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

市町村	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。
県	・市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
指定地方行政機関等	・県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
運送事業者	・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関を支援する。

(6) 義援物資の配布

実施主体	対 策
胎内市	・胎内市受入物資を配布する。 ・物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する

新潟県	<ul style="list-style-type: none">・ 義援物資の送付先市町村を紹介する。・ 県受入れ物資の中から、胎内市から要請された品目を送付する。・ 自衛隊等に輸送を依頼する
-----	--

(7) 積雪期の供給計画

ア 輸送経路の確保

地域整備対策部は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

イ 集積場所の確保

地域整備対策部は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当等、必要な措置をとるものとする。

民生対策部は、降雪による屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等、必要な措置をとるものとする。

ウ 被災者の寒冷期対策

民生対策部は、寒冷期対策として、寝具、被服、発熱・保熱品等に留意するものとする。

第25節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者に対し、安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行なながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、新潟県、胎内市等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)とは協働のもと、支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

胎内市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援者等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

(イ) 新潟県の責務

県は、胎内市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、胎内市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、胎内市が行う視聴覚障等への情報提供を支援する。

(ウ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保に努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第28節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(エ) 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導、

安否確認を迅速に行う。

- (オ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

a 國際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、県及び市町村の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体(日本語教室を含む)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市町村に報告する。

- (カ) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会等、自主防災組織等は、胎内市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

- (キ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

イ 活動の調整

県災害対策本部、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援対策)

・外国人の被災・避難状況を確認する。

・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

ア 在宅者における対応

積雪期においては、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

イ 施設における対応

災害時に備え、積雪期においては避難所、避難経路の確保のため適時除雪に努めるものとする。

2 情報の流れ

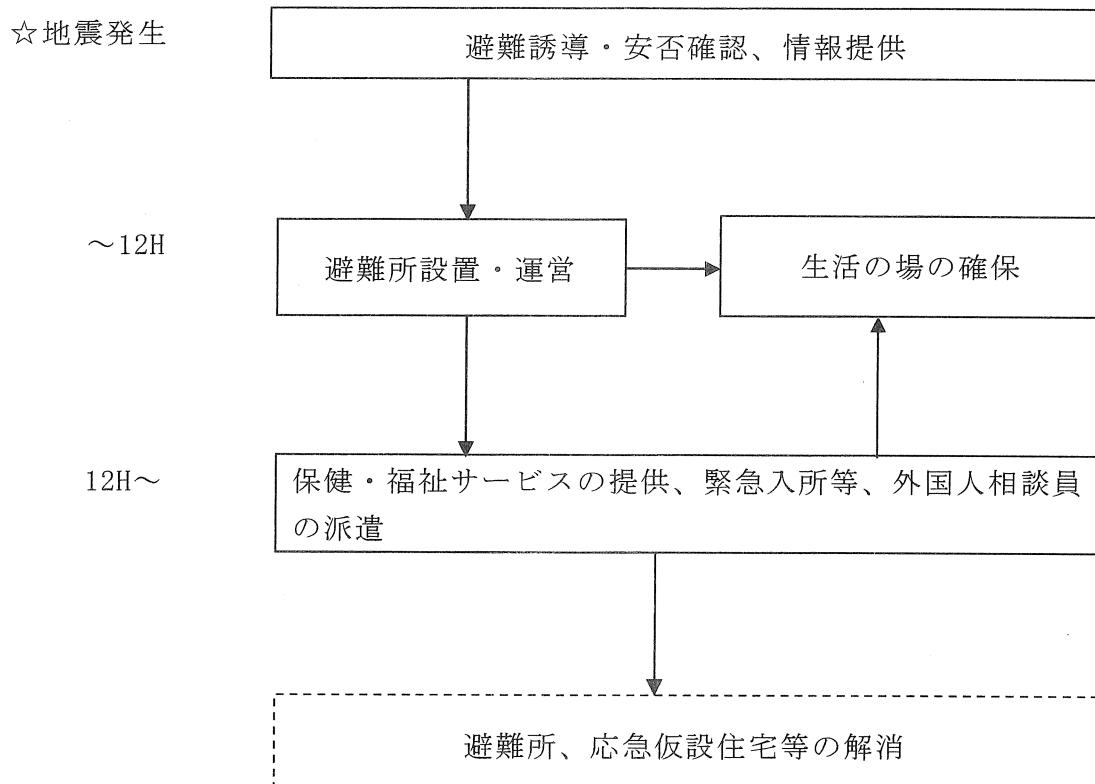
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、民生委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	胎内市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
胎内市	新潟県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員等応援要請
新潟県	国、都道府県、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請

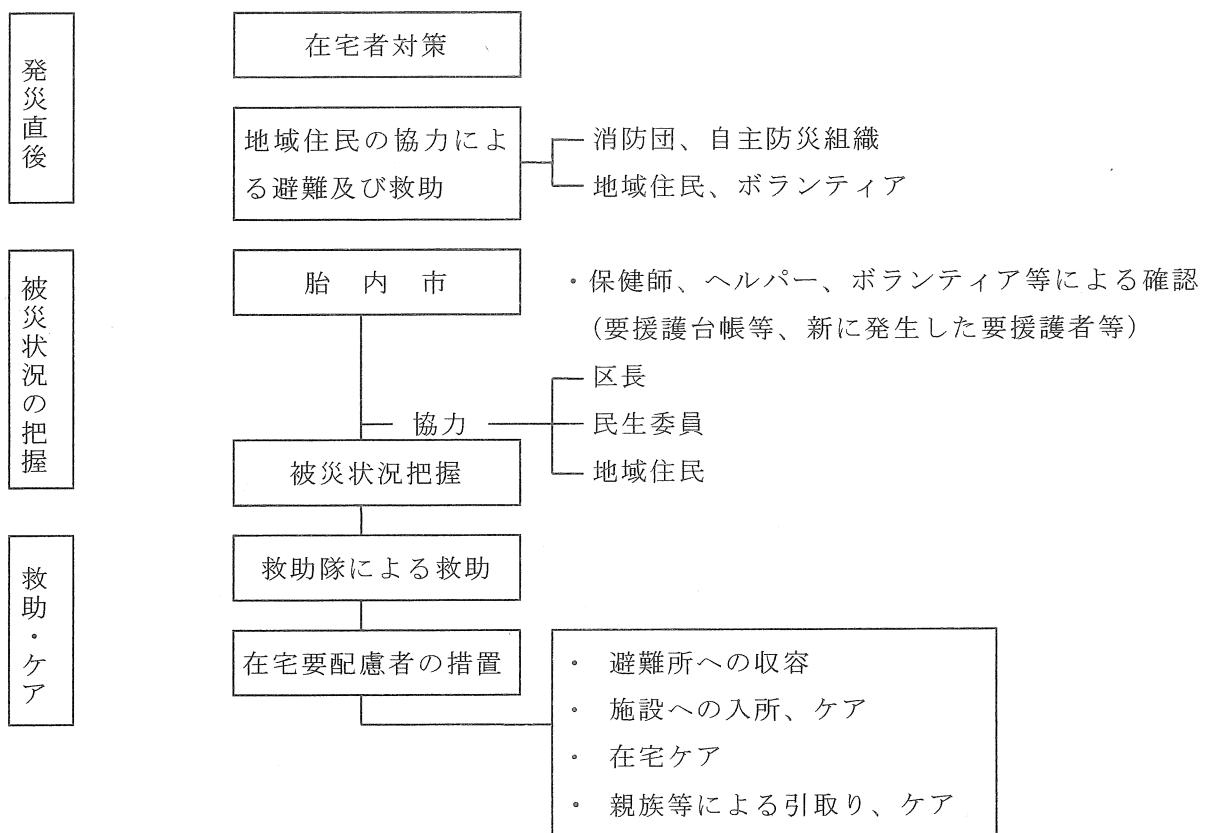
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	サービス、派遣予定等の情報
胎内市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

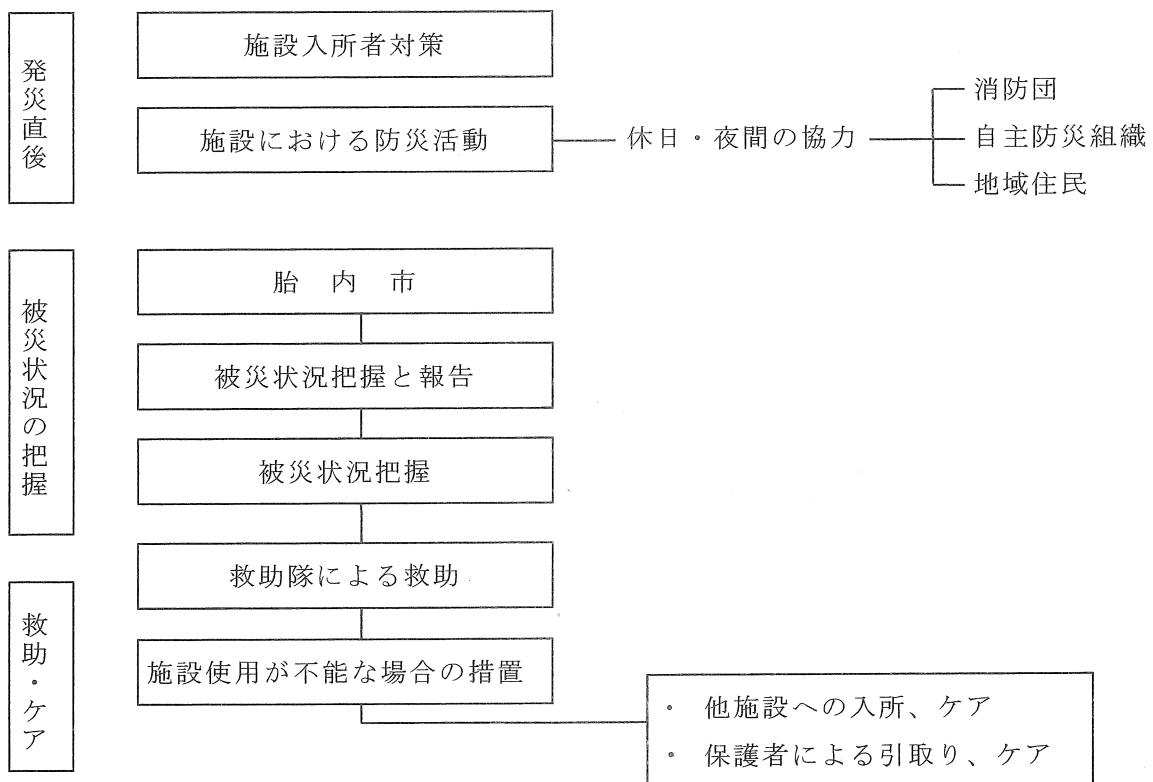
3 業務の体系



(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 社会福祉施設等における対策



4. 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策
胎内市	・避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき避難準備情報を伝達
	・要配慮者の避難所への誘導、移送
	・避難所での要配慮者の安否確認、生活環境の確保
	・社会福祉施設等への緊急入所

ア 発災直後の安否確認

民生対策部は、地震により避難が必要となった場合、あらかじめ要配慮対象者（外国人も含む。）として市に登録してある者へ、日頃から接触のある近隣住民やボランティアにより、安否の確認ができるよう努める。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずるものとする。

イ 避難誘導及び救助等

民生対策部は、避難誘導に当たって地域の住民や自主防災組織の協力を得て、担任等により要配慮者が共に避難できるよう努めるものとする。

ウ 避難所等の確認

民生対策部及び社会福祉協議会は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、区長、民生委員、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、要配慮者の把握に対する報告書には、障害別に記入し市に設置された民生対策部に提出するものとし、発災後48時間以内に把握できるよう努めるものとする。

また、民生対策部においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努めるものとする。

【確認事項】

- (ア) 要配慮対象者の確認（避難所にいない時は、自宅の確認もする。）
- (イ) 介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認
- (ウ) 保護者を災害によってなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- (エ) 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策
胎内市	・公的宿泊施設での一時収容
胎内市、新潟県	・公営住宅等の確保
胎内市、新潟県	・応急仮設住宅の確保

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策
胎内市 (民生対策部)	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保
胎内市 (民生対策部)	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により災害時要援護者の福祉の確保

介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所
-----------------	----------------------------------

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟県、胎内市	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟県、胎内市 (民生対策部)	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
新潟県、胎内市	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流団体等
国際交流協会等	・翻訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

